

沼津市新中間処理施設整備運営事業 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

- 本回答は、令和5年10月17日から令和5年11月6日までに受けた沼津市新中間処理施設整備運営事業の実施方針等に関する質問・意見に対するものです。
- 質問・意見内容は、質問・意見者の記載のとおりを転載しています。
- 質問・意見内容の該当ページ等は、一部修正しております。

〈総括〉

- ・ 質問・意見の受付期間：令和5年10月17日（火）から令和5年11月6日（月）
- ・ 回答の公表日：令和5年12月28日（木）
- ・ 受付質問・意見数：403件

資料番号	資料名	質問・意見数	公開状況	
			公表	非公表
①	実施方針	31	31	0
②	建設工事要求水準書（案）	348	348	0
③	運営管理業務要求水準書（案）	23	23	0
④	その他（添付資料集）	1	1	0
	合計	403	403	0

令和5年12月
沼津市

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
1	実施方針	3					用語の定義	<p>土建JVについて、</p> <p>1) 土建JV内に建築物等設計企業の全ての要件を満たす設計事務所の参画をお認めいただけないでしょうか。</p> <p>2) 「共同企業体を構成する企業数は4者を上限とする。」とありますが、土建JVに設計事務所が参画する場合に限り、共同企業体を構成する企業数を4者から5者に変更いただけないでしょうか。</p> <p>3) P.13-第2-4-(1)-⑦-イにおいて、「土建JVは…建築物等施工企業1と建築物等施工企業2による共同企業体（共同施工方式）とし、」とありますが、土建JVに設計事務所が参画する場合に限り、建築物の設計と施工を行う各々の企業による異業種のJVの組成となりますので、共同企業体の組成内容は共同施工方式に限定せず、事業者提案としていただけないでしょうか。</p> <p>事業者にとって本事業に参画しやすい条件となりますので、ご検討いただけますようお願い申し上げます。</p>	<p>ご意見を踏まえ入札参加要件を次のように見直します。建築物等設計企業に設計事務所が参画しない場合は従来そのまま変更ありません。</p> <p>1) 建築物等設計企業については、次のいずれかとします。これに伴い、構成企業の上限を6者から7者へ変更します。</p> <p>①プラント設計施工企業又は建築物等施工企業1が兼任する。（従来のまま）</p> <p>②建築物設計企業に設計事務所を参画する場合は、プラント設計施工企業又は建築物等施工企業1のいずれかをJVの構成員とした次の設計JVを設立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計JVの形式は共同履行方式とする。 ・代表者は出資比率が最大となる者を充てること。 <p>2) 設計事務所が参画する場合のJVの組成は次のとおりとします。</p> <p>①プラント設計施工企業と建築物等設計企業（建築事務所）で設計JVを設立するケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設JVは、プラント設計施工企業を代表者として、設計JVと土建JVにより組成するものとし、分担施工方式とする。 <p>②建築物等施工企業1と建築物等設計企業（建築事務所）で設計JVを設立するケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設JVは、プラント設計施工企業を代表者として、土建JVと組成するものとし、分担施工方式とする。 ・土建JVは、建築物等施工企業1を代表者として、設計JVと施工JVにより組成するものとし、分担施工方式とする。 ・施工JVは、建築物等施工企業1を代表者として、最大3者の建築物等施工企業2により組成するものとし、共同施工方式とする。
2	実施方針	4						「要求水準」の定義について、「本件施設が備えるべき性能及び機能をいう。」とございますが、運営管理業務に係る事項は別の用語で定義されるということでしょうか。	誤記です。正しくは、「要求水準書」の定義を参照してください。
3	実施方針	6	1	1	(5)	③		事業期間について、「建設工事の期間（工期）は、令和11年12月31日までとする。」とございますが、建設工事を期日までに完了しさえすれば、設計業務期間や着工日等の設定は事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。仮に、貴市が見込まれている設計期間、工事期間等がございましたらご教示ください。	建設工事の期間（工期）については、ご理解のとおりです。ただし、建設工事要求水準書に記載する諸条件を満たす必要があるほか、施設引渡し日は令和11年12月31日を遵守してください。また、施設引渡し日の前倒しは想定していません。
4	実施方針	7	1	1	(5)	⑤	イ	本事業において、近隣敷地へ整備予定の余熱利用施設へデザインや動線計画等配慮する事項等がありますでしょうか。	敷地全体のコンセプトを含めて令和6年1月以降に公開します。
5	実施方針	8	1	1	(5)	⑦	ア	本件工事に係る対価の説明文の中で、「特定事業契約において定める額」とありますが、年度毎の出来高予定額と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	8	1	1	(5)	⑦	ア	物価変動に基づき請負代金額が不適當となった場合の基準日はいつを想定されていますか。	建設工事要求水準書（案）p.13の「1-3-4-5.請負代金額の変更」のほか、No.51の回答を参照してください。
7	実施方針	9	1	3	(1)	①		選定基準の定量評価について「本市が自ら実施する場合～公共財政負担の削減が見込める事」とありますが、「本市自ら実施する場合の財政負担額」は事前に公表されるものと考えてよろしいでしょうか。また公表される場合は、「工事費」と「事業運営費」は別個に公表されますでしょうか。	特定事業の選定の公表に際しては、本事業の工事費や運営管理費が類推可能な表現はしません。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
8	実施方針	11	2	2				選定スケジュールについて、 「入札参加資格に関する質問回答の公表」から「入札参加申込書及び同添付資料の受付」までの期間が短くなっておりませんが、ご回答内容によっては参加資格申請書類の追加等が発生することが想定されるため、参加資格申請書類に係る質問の回答を前倒しいただく、もしくは、入札参加申込書及び同添付資料の受付を遅らせていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえスケジュールを見直します。 ・入札参加申込書及び同添付資料の受付を5月中旬 ・入札参加申込書及び同添付資料の確認を5月下旬
9	実施方針	11	2	2				令和6年12月下旬にヒアリング（プレゼンテーション）の実施が予定されていますが、プレゼンテーション時に使用する資料等は、技術提案書・入札書の提出とは別途、貴市への提出が必要であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針	12	2	3	(3)			1回目の質問内容に2回目の技術提案書等に関する質問を含めた場合、1回目の質問回答でご回答していただけますでしょうか。	第1回目での質問内容は、入札参加資格に関する質問内容に限ります。
11	実施方針	12	2	3	(6)			「選定委員会」の構成メンバーは公表される予定でしょうか。	募集要項で公表予定です。
12	実施方針	13	2	4	(1)	③	-	「構成企業の企業数の上限を6者とする。構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする」とありますが、 土建JVに設計事務所が参画する場合に限り、構成企業の企業数の上限を6者から7者に変更いただけないでしょうか。	No.1の回答をご参照ください。
13	実施方針	13	2	4	(1)	⑦	イ	分担施工方式の場合、代表企業と土建JVの所掌は任意と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、構成企業として各々定められた役割を担っていただく必要があります。
14	実施方針	14	2	4	(2)	③		入札参加資格審査を経た後、落札者の決定日までの間に、構成企業が参加資格を欠いた場合、審査対象から除外されるということでしょうか。また、落札者決定から特定事業契約の承認に係る議会の議決日までに構成企業が参加資格を欠いた場合は、落札者の取消の対象にはならないと理解してよろしいでしょうか。	募集要項で明らかとします。
15	実施方針	14	2	4	(1)	⑨		SPCへの出資については任意とするとありますが、運営管理事業者をSPCとしブランド設計施工企業及び運営管理企業以外の企業で出資が可能である企業とは、「建築等設計企業」、「建築等施工企業」のみで、他にSPC管理をする企業が構成企業として参画し出資することは不可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	15	2	4	(3)	①	カ	ア)、ウ)に示されている「技術者」とは、監理技術者又は主任技術者との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、当該技術者は、代表企業が配置する技術者となりますので監理技術者が想定されます。
17	実施方針	15	2	4	(3)	①	カア)	「技術者は、前記①-エの工事と同じ施工経験を有していること。ただし、工事完了年月日、工事の規模などの数値は求めない。」とありますが、連続運転式ストーカ焼却炉とマテリアルリサイクル推進施設の両方の施工経験を有する技術者（監理技術者を想定）となると、人選が限定され、本事業への参画にあたって支障になる可能性があります。 つきましては、技術者（監理技術者を想定）に求められる施工経験は、『ボイラー・タービン式を発電設備を有する、連続運転式ストーカ焼却炉の施工経験』とさせていただきます。	ご意見を踏まえ見直します。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質 問 ・ 意 見 内 容	回 答
18	実施方針	15	2	4	(2)	⑦	ア	参加資格要件において「選定委員会の委員又は当該委員が所属する者」は参加できない旨の表記がありますが、所属有無確認のために委員名等が募集要項等で公表されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	実施方針	18	2	5	(1)			SPCの設立は事業者の判断とのことですが、SPC設立有無は提案審査の際の評価に関わるものでしょうか。	SPC設立有無そのものを評価の対象とはしません。
20	実施方針	18	2	5	(2)			審査手順に関する事項の中で、提案書ヒアリング（プレゼンテーション）についての記述がございません。提案書ヒアリング（プレゼンテーション）の評価方法または評価基準についてご教示ください。	提案書ヒアリングは技術提案書の審査の過程で提案内容の理解を深めるために行うものです。したがって、提案書ヒアリングの評価基準はありません。
21	実施方針	21	3	4	(2)	②		「SPCの経営状況、財務状況について定期的な報告を求め、確認を行う。」とありますが、SPCを設立しない場合においては、運営管理事業者である法人の経営状況、財務状況について定期的な報告を求められるということでしょうか。	SPCを設立しないケースでは、当該項目は該当しません。
22	実施方針	31	別紙-3				入札書類 リスク	P113入札手続等（2）募集要項に記載の通り「入札書類とは、入札参加申込書及び同添付資料、質問書、技術提案書及び入札書等の本件入札に関する手続等に際して入札参加者が本市へ提出するすべての書類等のこと」であり、事業者が作成する書類の誤記、提示漏れは、事業者のリスク負担であると推察します。一方、募集要項の誤記、指示漏れにより、貴市の要望事項が達成されない場合のリスクは貴市の負担として明確化していただけますでしょうか。	リスク分担（案）のとおりとします。
23	実施方針	31	別紙-3				議会 リスク	本事業に係るリスク分担（案）のうち、議会リスクの事業者〇は市殿としていただけないでしょうか。	リスク分担（案）のとおりとします。
24	実施方針	31	別紙-3				近隣対応 リスク	本事業に対する住民反対運動・訴訟・要求に対しては事業者でコントロールすることが困難なことから、事業者の事由によるものみの負担としていただけますでしょうか。 「上記以外のもの」との記載は、事業者でコントロール出来ない範囲を含めてリスク分担を負う事になってしまう為、事業者の事由によるものみを事業者リスクとしていただけますでしょうか。	リスク分担（案）のとおりとします。
25	実施方針	31	別紙-3				許認可遅延 リスク	本事業に係るリスク分担（案）のうち、許認可遅延リスクの生活環境影響調査における設計諸元、予測調査等との差異が生じた際の再評価に係る費用負担等については要求水準書(P43)表1-6引渡性能試験の項目と方法（ごみ焼却施設）、表1-7引渡性能試験の項目と方法（リサイクル施設）を満足した場合についても、再評価を行うかについて、ご教示ください。	引渡性能試験の合否は、施設引渡し条件達成の判断基準の一つです。生活環境影響調査における設計諸元、評価結果等の範囲内での事業実施が必要となります。
26	実施方針	31	別紙-3				許認可遅延 リスク	「許認可遅延リスク」の「生活環境影響調査における設計諸元、予測条件等との差異が生じた際の再評価に係る費用負担等」については、既に完了している調査に起因する差異であると認識しております。そのため、事業者にて管理できるリスクではないことから、貴市にてリスク負担をしていただかせませんでしょうか。	リスク分担（案）のとおりとします。
27	実施方針	31	別紙-3				物価変動 リスク	本事業に係るリスク分担（案）のうち、物価変動リスクの事業者〇は従分担とする事で△とできないでしょうか。	リスク分担（案）のとおりとします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
28	実施方針	32	別紙-3				測量・地質調査リスク	リスク分担（案）につきまして「設計段階」-「測量・地質調査リスク」に「事業者が追加で実施した測量・調査部分に関するもの」が事業者の主分担となっていますが、提案時に確認できなかった事象に起因する「追加費用発生リスク」は貴市に帰属すると考えられますがいかがでしょうか。	本件リスク分担は、測量、地質調査部分の責任分担について実施者に応じて定めたものです。 ご質問の件は、建設工事要求水準書（案）のp.14の「1-3-4-5.請負代金額の変更」のうち（3）の記載事項をご確認ください。
29	実施方針	32	別紙-3				建設着工遅延 工事費増大リスク 工事遅延リスク 一般的損害リスク	「上記以外のもの」との記載は、事業者でコントロール出来ない範囲を含めてリスク分担を負う事になってしまう為、事業者の事由によるもののみを事業者リスクとしていただけますでしょうか。	リスク分担（案）のとおりとします。
30	実施方針	33	別紙-3				※1	「インフレスライド条項の適用となる著しい物価変動の場合においては、協議により決定した増額費用が本市の負担となる。」とありますが、「著しい物価変動」に該当する物価変動率等についてご教示ください。	建設段階においては、沼津市建設工事請負契約約款の第26条に準じた処理を想定しています。また、運営段階においては、約款で指定する物価指標の変動に基づく委託料の見直しを予定しており、その際、委託料見直しの判断基準として変動率のしきい値を設けることを想定しています。併せて、建設工事要求水準書（案）のp.14の「1-3-4-5.請負代金額の変更」のうち（4）の記載事項をご確認ください。 いずれも募集要項で明らかとします。
31	実施方針	34	別紙-4	1	(1)			「なお、定めに基づき事業者は速やかにSPCを設立しなければならない。」とありますが、本件事業においては実施方針本文に既出のとおり、SPCの設立は事業者の任意であることを確認させていただきます。	ご理解のとおりです。
32	建設工事要求水準書（案）	2	1	1-1-2-1	(2)			本件事業における「敷地境界線」は、添付資料-2 図2-1で示されている、土地利用事業の範囲(赤色の線)であると考えてよろしいでしょうか。	ご質問をいただいた全ての事業者に資料を提供します。
33	建設工事要求水準書（案）	3	1	1-1-2-2	(1)	②		旧し尿処理施設の解体跡地エリアに部分的に残置されている可能性のある地中杭について、貴市の閲覧資料からは杭が残置されている可能性のある位置を判断できかねます。つきましては、残置杭の位置を把握するための資料として、旧し尿処理施設に関する意匠及び構造の竣工図をご提示願います。なお、意匠図は全体配置図、各階平面図、断面図、構造図は杭伏せ図、地下～1階伏せ図及び杭仕様のわかる図面の提示をお願いします。 また、旧し尿処理施設の解体撤去工事における、中折れ杭、残置杭について、上記の杭伏せ図へのプロット図（残置杭の座標、本数、深さ）も合わせてご提示願います。	ご質問をいただいた全ての事業者に資料を提供します。
34	建設工事要求水準書（案）	3	1	1-1-2-2	(1)	②		旧し尿処理施設の解体跡地エリアに部分的に残置されている可能性のある地中杭について、建設工事の支障とならない場合においては、撤去は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
35	建設工事 要求水準書（案）	3	1	1-1-2-2	(1)	②		杭が残置されている可能性のある位置については、本市が閲覧資料として閲覧を許可するとありますが、要求水準書の添付図書として提供いただくことは出来ませんでしょうか。難しい場合建設当初の杭の配置図をご提示頂けないでしょうか。	No.33の回答を参照してください。
36	建設工事 要求水準書（案）	3	1	1-1-2-2	(1)	②		「本市が実施する敷地造成工事」とありますが、事業者を引き渡す際の地盤高は、どの程度を考えておけばよろしいでしょうか。	添付資料-5に示す造成平面図及び造成断面図等をご確認ください。
37	建設工事 要求水準書（案）	3	1	1-1-2-2	(1)	②		旧し尿処理施設の地下構造物について、提供された資料から読み取れない残置物が発見された場合、その撤去費用について請求できるものと理解してよろしいでしょうか。	し尿処理施設の解体工事の際には、地下部の杭を含めて全て撤去されているものと考えています。しかし、杭を撤去する際に途中で折れる等により、やむを得ず部分的に残置されている可能性もありますが、その詳細については把握しておりません。このため、同エリアに残置された可能性のある杭については、建設工事に支障が無ければ、残置されるものとなります。 なお、提示する資料（当時の工事記録簿等）で把握が可能な、建設工事の支障となる残置された杭の撤去費用は、本件工事に含むものとします。 また、当時の工事記録簿等で確認・把握ができなかった杭が残置されており、工事中に撤去が必要となる場合は、撤去費用について別途協議することとします。その際、当時の工事記録簿等で確認ができなかったことを証明する書面を提示していただく必要があります。
38	建設工事 要求水準書（案）	3	1	1-1-2-2	(1)	②		1-1-2-2 (1) ② 旧し尿処理施設跡地エリアの残置杭に関する資料閲覧は入札公告時に可能なものと考えてよろしいでしょうか。	No.33の回答を参照してください。
39	建設工事 要求水準書（案）	4	1	1-1-2-2	(1)	④		土壌汚染当該敷地のうち旧屋内温水プールと資源ごみ中間処理場が立地していたエリアにおいて汚染土壌の存在が確認されたため、本市による土壌汚染対策工事により汚染土壌は除去済である。とされていますが、汚染した土壌が新たに発見された場合はご精算いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、土壌汚染は除去済みのため、調査の必要もありません。
40	建設工事 要求水準書（案）	4	1	1-1-2-2	(1)	④		土壌汚染について、「～汚染土壌は除去済みである」とございますが、土壌汚染が確認されたエリアを含め、当該敷地において事業者の工事期間中に汚染土壌が確認された場合の対策費用及び工事工程については、別途ご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	No.39の回答を参照してください。
41	建設工事 要求水準書（案）	4	1	1-1-2-2	(1)	⑤		1-1-2-2 (1) ⑤ 「計画地盤高」について、FH=20.0mとされている一方で、圧密沈下を最大56.5cm見込み、沈下計測を求められています。本事業においては、圧密沈下により計画地盤高を下回る状況になったとしても、本件施設の稼働に支障がない限りにおいては、地盤高の復旧は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	「添付資料-5に示す敷地造成計画」が成立するように、必要に応じて地盤高の復旧等を設計施工に織り込んでください。ただし、生活環境影響調査ではFH=20.0mとした宅盤に高さGL+59mの煙突にて大気拡散計算を実施しているため、煙突の実高さについては、これに準じて計画して頂く必要があります。
42	建設工事 要求水準書（案）	4	1	1-1-2-2	(1)	⑥		1-1-2-2 (1) ⑥ 電波伝搬経路に関する受注者（設計施工事業者）負担の範囲は事前調査までで、調査により障害等の発生が見込まれた場合の対応は貴市との協議事項になるものと考えてよろしいでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のp.8の1-2-8.電波障害対策に記載するとおり、完成した本件施設により発生する電波障害対策は本市所掌としますが、工事そのもの（建設用重機や工事用仮設等）により発生する電波障害への対策は事業者の責任と負担にて実施する必要があります。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質 問 ・ 意 見 内 容	回 答
43	建設工事 要求水準書（案）	8	1	1-2-9				東京電力パワーグリッド(株)の系統との連係接続に係る工事費負担金について、「当初見積もられた工事負担金が増額とならないよう十分に配慮した実施設計を行うこと」とのご指示ですが、増額とならないよう計画するために、令和5年度中に予定されている接続申込及び工事契約(費用含む)の内容を開示願います。	現在のところ、接続申込及び工事契約は令和6年度初頭に遅延する見込みです。内容を記載した書面については、入札参加者へ提供するものとします。
44	建設工事 要求水準書（案）	8	1	1-2-9				工事費負担金所掌の工事仕様・内容を把握するために、接続検討申込書（令和4年7月実施）及び接続検討回答書（令和5年1月実施）をご提示の程お願いいたします。（電力会社の注記「第三者」には非該当と思いますのでよろしく申し上げます。）	ご質問をいただいた全ての事業者に資料を提供します。
45	建設工事 要求水準書（案）	10	1	1-3-1	(6)	①		管理技術者は、「設計に係る技術上の管理を行うものとし、類似施設（ごみ焼却施設とリサイクル施設）の新築工事において、設計業務の管理技術者または管理技術者に相当する職責を担当して業務を完了させた実績を有すること。」とありますが、ボイラー発電付きのごみ焼却施設の設計実務を経験していたものを配置することで資格要件を満たすよう要件を緩和していただけますでしょうか。	ご意見を踏まえ見直します。
46	建設工事 要求水準書（案）	11	1	1-3-3				「実施設計前には、騒音、振動、悪臭に関わる電算シミュレーションを行い、」とありますが、p90に記載の通り、振動は低振動型機器の選定や大きな振動を発生する装置に対する防振対策で問題ないと思料します。また悪臭についてはごみビットの負圧対策やプラットホーム出入口扉のエアカーテンにより対策されています。つきましては、これら対策が実施されていることを前提に、電算シミュレーションは騒音だけ実施するものとさせていただけないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
47	建設工事 要求水準書（案）	11	1	1-3-3				実施設計図書の提出様式で、製本部数等の記載がありますが、SDGsも考慮して、電子データだけの提出とさせていただけないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。なお、必要部数については削減に向けての協議に応じます。
48	建設工事 要求水準書（案）	11	1	1-3-2	(4)			1-3-2 (4) 「添付資料－6のボーリング柱状図は参考であり」とありますが、入札段階では事業者が独自で地質調査を行うことが出来ないため、ご提供いただいたボーリング柱状図を基に基礎等の設計を行わざるを得ません。この場合、契約後の地質調査によって判明した杭の支持層その他の差異によって生じる増加費用はご精算いただくと考えてよろしいでしょうか。	No.28の回答を参照してください。
49	建設工事 要求水準書（案）	12	1	1-3-3	(2)	⑰		敷地測量（境界測量含む）報告書については、実施方針(P6)、⑤計画施設の概要、都市計画事項、都市施設欄では、ごみ焼却場（都市計画決定予定）とあり、市様において完了していると推察されますが、再測量の必要についてご教示ください。また、都市計画決定スケジュールをご教示ください。	本市においては、敷地造成工事完了の時点で境界測量等を行った上で座標データを事業者へ引き渡します。事業者が行う実施設計等においては、基準点測量、現況測量、位置出し測量等を必要に応じて実施して頂く必要があります。
50	建設工事 要求水準書（案）	13	1	1-3-4-4	(1)			「建設工事要求水準書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために当然必要と思われるものは、全て設計施工事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。」とありますが、貴市が提示する公告資料に記載のないものについては別途協議と考えてよろしいでしょうか。	建設工事要求水準書（案）に記載するとおりです。 なお、ご質問の件については、要求水準書内で個別に規定している項目に基づいて個別に判断し、明確でないものについては必要に応じて協議を実施し、定めるものとします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
51	建設工事 要求水準書（案）	14	1	1-3-4-5	(4)	①		「なお、請負代金額内訳書に採用する単価については、次の積算根拠資料を採用するものとし、建設工事請負契約の締結時点で最新のものとす。」とありますが、本件事業のスケジュール(予定)では入札書の受付から特定事業契約の締結（本契約）までの期間が約10ヶ月と長期間となり、その間の賃金水準又は物価水準の変動を反映させるため、請負代金額内訳書に採用する単価は、入札書提出時点で最新のものとしていただくことはできますでしょうか。	ご意見を踏まえ、請負代金額内訳書に採用する単価は、「入札書提出時点で最新のもの」へ変更します。なお、本件事業については、物価スライド・インフレスライド等への対応を行うことを想定しているため、入札価格につきましては、将来の物価変動を見込んだ金額を記載するのではなく、入札書提出時点での単価や物価水準に基づく価格を記載するものとしてください。
52	建設工事 要求水準書（案）	14	1	1-3-4-5	(4)			1-3-4-5 (4) 「建設工事請負契約約款」とありますが、「沼津市建設工事請負契約約款（令和5	本件工事内容を踏まえて、本件事業向けに調整した建設工事請負契約約款を募集要項にて公表します。
53	建設工事 要求水準書（案）	16	1	1-3-4-11	(2)			「以下の①⑨⑩⑪⑫のうち一部の設備装置については、ごみ焼却施設と共通化することで合理的な施設整備に配慮すること。」とありますが、⑭研修設備についても、ごみ焼却施設と共通化してもよろしいでしょうか。	可とします。
54	建設工事 要求水準書（案）	16	1	1-3-4-11	(3)	⑩		危険物庫の記載がありますが、別棟とすることが必須でしょうか。その場合、必要な面積をご教示ください。	危険物庫は保管する指定危険物を考慮して別棟が望ましいと考えていますが、難しい場合は合棟での計画も可とします。 面積については、事業者が計画する指定可燃物の保管数量に基づいて自ら計画してください。
55	建設工事 要求水準書（案）	25	1	1-4-3-4				個別の設備装置機器の承諾申請図書の申請内容について 承諾申請図書として提出が必要な内容が非常に多岐にわたっていますが、性能発注でありDBO案件でもありますので、性能に関わる項目に絞って頂くようお願いいたします。具体的には、設計製作仕様書（設備装置機器の概要、構造、機能）、計算書（能力計算書、据付アンカーボルトの強度計算書）のみとさせていただきます。なお、予備品・消耗品リスト、取扱説明書は、機器の承諾を頂いた後、参考図書として提出いたします。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
56	建設工事 要求水準書（案）	25	1	1-4-4-1	(1)			現場代理人以外の、建築工事、建築機械・建築電気設備工事、プラント設備工事、プラント電気計装工事のそれぞれに係る主担当技術者については現場に常駐させる必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	建設工事 要求水準書（案）	26	1	4-4-1	(3)			“共同企業体の場合、現場代理人は代表企業から選任し、工事期間中常駐させることができる者であること”という内容について、乙型JVの場合、土建側とプラント側で責任所掌が分かれている為、着工時の土工事は土工建JV側の現場代理人を配置とし、プラント着工後に代表企業の現場代理人を配置とする方針に変更できないでしょうか。	募集要項で明らかとします。
58	建設工事 要求水準書（案）	26	1	1-4-4-1	(3)			現場代理人は代表企業から選任とありますが、プラント工事着工までの土木建築工事期間は専門知識の高い、構成企業のゼネコンから選任することを提案します。	No.57の回答を参照してください。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
59	建設工事 要求水準書（案）	26	1	1-4-4-1	(3)			「設計施工事業者が共同企業体の場合、現場代理人は代表企業から選任するものと し、工事期間を通じて、本件工事現場に常駐させることができる者であること。」 とありますが、 建設JVは、プラントの設計・施工と建築物の設計・施工の異業種間の共同企業体 となっております。そのため、建設JVにおいて分担施工方式を選択した場合、土 木建築工事期間中とプラント工事でのそれぞれのタイミングで専門的な現場代理人 を選任することで、その分野での経験・ノウハウに裏付けされた確かな指揮や指導 を主体的に発揮でき、柔軟かつ迅速な対応が実現できるため、土木建築工事中は土 建JVから現場代理人を選任し、プラント工事着工時から代表企業から現場代理人 を選任することをお認めいただけないでしょうか。経費削減も見込めますので、ご 検討いただけますようお願い申し上げます。	No.57の回答を参照してください。
60	建設工事 要求水準書（案）	28	1	1-4-6-3	(1)			1-4-6-3 (1) 仮囲いに関して「公道取合部分及び工事区域の内側に設置」とありますが、西側山 裾の第三者が侵入できないエリアについては貴市との協議により一部設置省略又は 指定高さを減じた仕様による設置が可能なものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	建設工事 要求水準書（案）	28	1	1-4-6-3	(4)			1-4-6-3 (4) 「コンサルタント用（60㎡程度）の現場事務所～を設置し」の後に「それぞれの 現場事務所に必要な設備」との表記がありますが「それぞれ」とはコンサルタント 用現場事務所の他に何を示すのでしょうか。	「それぞれの」は誤記です。
62	建設工事 要求水準書（案）	28	1	1-4-6-5	(1)			設計施工事業者が必要に応じて実施する家屋調査について、貴市が中継・中間処理 施設解体工事及び敷地造成工事に前後して実施される地盤変動影響調査の内容（対 象民家の位置、調査項目等）をご開示ください。	ご質問をいただいた全ての事業者に資料を提供します。
63	建設工事 要求水準書（案）	28	1	1-4-6-5	(2)			工事期間において、敷地北側の道路および敷地北側の境界外にある道路を安全対策 等を実施することを前提に機械、資材等を搬入出するための工事用道路として利用 することは可能でしょうか。	敷地北側の道路につきましては、安全対策等を実施することにより、使用することは 可能ですが、敷地北側の境界外にある、将来、本市の収集車両の駐車場となる敷地に ついては、新中間処理施設建設期間中の本職員の駐車場となるため、使用すること はできません。
64	建設工事 要求水準書（案）	30	1	1-4-6-10	(3)			「工事車両の出入口には、交通誘導員を常時1名配置すること。清掃プラントへの 収集車両との動線と交差する箇所も同様とする。」とのご指示ですが、具体的にど の位置を想定しているのでしょうか。	本市所掌で施工する敷地進入道路と清掃プラントへの敷地進入道路の部分想定して います。双方の市道接続部が近接していることから、工事車両の出入りが稼働中の清 掃プラントへの収集車両の安全な通行に支障がないように交通誘導員を配置してく ださい。
65	建設工事 要求水準書（案）	31	1	1-4-6-16			表1-3	工事中の敷地境界に係る騒音規制基準において作業時間は、午後7時から翌日午前 7時まで行われないこと。とありますが、工事の進捗等により作業が必要な場合 は、協議により作業可能と理解してよろしいでしょうか。	協議に応じることは可能です。ただし、騒音規制法に定める特定建設作業について は、法を遵守して頂く必要があります。
66	建設工事 要求水準書（案）	31	1	1-4-6-17			表1-4	工事中の敷地境界に係る振動規制基準において作業時間は、午後7時から翌日午前 7時まで行われないこと。とありますが、工事の進捗等により作業が必要な場合 は、協議により作業可能と理解してよろしいでしょうか。	協議に応じることは可能です。ただし、振動規制法に定める特定建設作業について は、法を遵守して頂く必要があります。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質 問 ・ 意 見 内 容	回 答
67	建設工事 要求水準書（案）	33	1	1-4-10				打合せのためのタブレット端末について、何名分程度必要かご教示願います。	現時点においては最大10名分を想定してください。
68	建設工事 要求水準書（案）	36	1	1-6-1-1	(2)	③		1-6-1-1 (2) ③ 「本件施設の試運転期間中に・・・、施設引渡しの間、処理対象物を焼却処理すること。」とありますが、これは実質的には実運営に該当すると思料されます。試運転期間中の管理責任は設計施工事業者とする、と後述されておりますが、処理対象物の焼却処理が始まった段階から、管理責任は運営管理事業者に移行するものとしていただけませんか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
69	建設工事 要求水準書（案）	39	1	1-6-1-6	(1)			軽負荷確認試験 試験方法で、試験中の測定項目等については、引渡性能試験の内容に準じるものとするとの記載がありますが、常設の計測機器（排ガス連続分析計や温度計等）を用いた確認のみとさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
70	建設工事 要求水準書（案）	40	1	1-6-2-6				プラント電子計算機システムに関する研修については、製造メーカーによる専門研修よりも安価かつプラント監視操作に支障が生じないことを前提に、使用方法を習得済の事業者による研修を可としていただけませんか。	同等の研修が可能であることを条件に可とします。
71	建設工事 要求水準書（案）	40	1	1-6-2-4	(2)	①		教育訓練手引書 「簡易製本150部」との記載がありますが、運転教育は事業者にて行いますので、事業者提案(事業者が教育するのに必要な部数)とさせていただきます。	ご意見を踏まえ、要求水準書を見直します。
72	建設工事 要求水準書（案）	40	1	1-6-2-4	(2)	①		教育訓練手引書が150部との記載がありますが、教育対象（50分程度）とさせていただきます。	No.71の回答を参照してください。
73	建設工事 要求水準書（案）	40	1	1-6-2-5	(1)			運転指導員 「教育訓練計画書で計画された期間中、習熟した指導員（プラント設備について常時2名以上）を配置すること。この期間中は24時間常駐（休日を含む。）できる体制をとる。」との記載がありますが、DBO案件であり、当社グループの構成員にて運転を行うこととなりますので、試運転・運転指導に支障がないことを前提に、試運転員が兼務することも可とし、人数や常駐・非常駐については、運転員の習熟度に応じて変更できることとさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。なお、習熟した試運転員が指導員を兼務することを禁じるものではありません。
74	建設工事 要求水準書（案）	41	1	1-6-4	(5)			完成図書 取扱総論70部 完成図書としては取扱説明書と同様に3部納入することとし、運転・教育で必要となった場合には、運営管理事業者にて必要部数を用意することとさせていただきます。	ご意見を踏まえ、要求水準書を見直します。
75	建設工事 要求水準書（案）	41	1	1-6-4				完成図書の提出様式で、製本部数等の記載がありますが、SDGsも考慮して、電子データだけの提出とすることを提案します。 特に取扱総論70部は不要と思われます。	No.74の回答を参照してください。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
76	建設工事 要求水準書（案）	42	1	1-6-6	(1)~(4)			市様は遅延損害金を請求することができるのとありますが、過度な負担は市内企業の本事業への参画を妨げる要因となると思われますので、違約金の上限と免責条項を設けていただけますようご検討お願い致します。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
77	建設工事 要求水準書（案）	45	1	1-6-1-5			表1-6 番号11	表1-6 番号11 燃烧ガス温度の試験で、備考欄に「測定開始前に、計器の校正を本市立会いのもとに行う。」と記載されていますが、校正方法は現場側で模擬入力を入れ中央DCS側でそれに対する数値を確認する方法でよろしいでしょうか。	計測器が熱伝対であれば定点法や比較法による校正が考えられます。実施に際しては計測器メーカーが推奨する校正方法としてください。
78	建設工事 要求水準書（案）	45	1	1-6-1-5			表1-6 番号14	表1-6 番号14 緊急作動試験の保証値欄に、「常用防災兼用発電機」と記載されていますが、常用防災兼用発電機を採用しない場合は、本記述（常用防災兼用発電機）は無関係と理解してよろしいでしょうか。	誤記です。正しくは「ブラックスタート用発電機及び防災・保安用発電機」となります。
79	建設工事 要求水準書（案）	46	1	1-6-1-5			表1-6 番号22	引渡性能試験の項目と方法（ごみ焼却施設） No.22その他として用役収支の記載がありますが、各種薬品、油脂類、上水使用量、電力量は、実施設計図書と比較整理を行うものとするが、参考値扱いとさせていただきます（DBO案件のため、各用役使用量のトータルで評価）。	可とします。
80	建設工事 要求水準書（案）	51	1	1-7-2-3	(3)	②		「(前略…)総て新品と交換する」とありますが、①のAおよびBに該当する腐食、摩耗、焼損、破損等の損耗が認められる火格子についてはすべて交換する（①のAおよびBに該当する損耗がない火格子は交換しない）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	建設工事 要求水準書（案）	55	2	2-1-4				建物の外観デザインについて、全体配置に大きく影響する為、メインとなるファサードの方角、建物配置の向き等現時点で決定している内容についてご教示頂けないでしょうか。	現時点において情報提供できるものではありません。
82	建設工事 要求水準書（案）	56	2	2-1-10-1	(1),(2)			環境学習機能 (1)「ごみのフローと連続性に配慮した見学動線を構築する」 (2)「見学者動線は一筆書きの周回型となるように計画する」 とありますが、一筆書きの周回型を優先させることで、ごみのフローと見学順番が異なる動線もお認め頂けないでしょうか。	可とします。
83	建設工事 要求水準書（案）	56~57	2	2-1-10-1	(3),(5),(7)			環境学習機能 基本方針「(3) 揭示物よりもプラント設備そのものを見せることにより見学者が楽しめるような」「(5) プロジェクションマッピングやVR、プロジェクターを使用した展示は最小限に留める」とある一方で、「(5) 揭示物を見学者通路に点在させる」「(6) 体験学習装置を点在させる」「(7) 展示用の施設の模型」 2-1-10-2 (2) 見学窓越しに見学するだけでなく…展示を点在させる」等とあります。 環境学習用として十分な設備を設置したい意向であるのか、事業費低減のために環境学習機能に係わる費用を抑えたい意向であるのか、確認させてください。	先端的なデジタル技術を活用した環境学習用の設備を導入した場合、将来的に陳腐化することが想定されます。そのため、施設見学者に対し、可能な限り、実際の設備をガラス越しに見せるとともに、一筆書きの動線を確保することにより、施設内をくまなく見学していただきたいと考えています。 それと併せて、見学者エントランスや、見学者通路内のガラス越しに設備を確認できない場所等については、揭示物や体験学習装置を点在したいと考えています。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
84	建設工事 要求水準書（案）	56	2	2-1-10-1	(5)			2-1-10-1 (5) プロジェクションマッピングやVR、プロジェクター等を使用した展示は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	建設工事 要求水準書（案）	57	2	2-1-10-3				環境学習機能 市民活動の場 余熱利用施設との関係も踏まえ、どの程度開かれた施設とするのか、運用方法の思想等についてもご提示ください。	団体による見学については事前予約を想定していますが、事前予約の無い見学者が来訪した際にも対応可能な見学者対応の要求を検討しています。 また、それ以外では、研修室を活用した貸部屋やオープンスペースを設けて市民の方に自由に使用していただくことを想定していますが、これらについては運営管理業務における見学者対応の一環として事業者提案に委ねます。
86	建設工事 要求水準書（案）	57	2	2-1-10-3				施設内の多目的スペース等を開放することについて、事前予約による開放、常時開放等運用方法をご教示願います。また、その際の入受業務等の所掌も併せてご教示願います。	No.85の回答を参照してください。
87	建設工事 要求水準書（案）	58	2	2-1-11	(4)			「市場で調達可能な汎用品や互換性のある部品等を使用するなどの工夫を講じる他、稼働開始直後に廃番とならないように市場調査結果等を踏まえたものとする」とありますが、市場調査等により調達する製品の廃番の可能性を把握することは困難であると思料しますので、「市場で調達可能な汎用品や互換性のある部品等を使用するなど、稼働開始直後に廃番となっても対応可能な工夫を講じる」としていただけないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
88	建設工事 要求水準書（案）	58	2	2-1-14				「低温排熱の有効利用技術の導入についても視野に入れたものとする」とありますが、低温排熱としてタービン排気や煙突排ガス等の特定の排熱を想定するのではなく、「総合的な熱利用率の向上」を主旨とする記載であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	建設工事 要求水準書（案）	59	2	2-2-1-1	(4)	②		焼却粗大ごみは、ごみ焼却施設とリサイクル施設の両方の処理対象ごみとして記載されていますが、以下のような考え方でよろしいでしょうか。 1) 定期収集によるもの(1m以下のサイズ) ⇒ バックカー車で搬入され、ごみ焼却施設のごみピットへ直接投入(ごみ投入扉からダンピング)。 2) 戸別収集されたもののうち、破砕処理を必要としない大きさ・形状のもの ⇒ 平ボディ車で搬入され、ダンピングボックス等へ荷下ろしした後、ごみ焼却施設のごみピットへ投入。 3) 戸別収集されたもののうち、破砕処理が必要となる大型のもの ⇒ 平ボディ車で搬入され、ヤード等に荷降ろし。必要に応じて手選別や重機での粗破砕を行い、ごみ焼却施設の剪断破砕機またはリサイクル施設の破砕選別処理系列(低速回転式破砕機)で破砕処理後、ごみ焼却施設のごみピットへ投入。	1) について 焼却粗大ごみについては、原則、バックカー車で回収を行い、その後、ごみピットへ直接投入としています。なお、木の切り株等のバックカー車にて運搬することが困難なものについては、別途、平ボディ車で回収し、施設内に運び込む予定です。 2)、3) について 個別収集では、タンスなどの家具類の他に、家電製品、ガラステーブル、ソファ、スプリング入りマットレス等、様々な品目を対象に回収を行っており、1台の車両(平ボディ)に、上記品目を混載した上で施設内に運び込む予定です。そのため、個別収集されたものについては、プラットホーム等で荷下ろしした後、品目に応じて、手ばらしや重機等による解体作業を行った上で、ごみ焼却施設又はリサイクル施設にて適切に処理を行う必要があります。なお、個別収集した品目の荷下ろし作業については、例外的に事業者の業務所掌としていただくものとします。個別収集の実績については、ご質問をいただいた全ての事業者に資料を提供します。同実績においては、スプリング入りマットレスやソファが相当数含まれており、これらについては手ばらしや重機等により解体した上で処理を行う必要があります。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
90	建設工事 要求水準書（案）	59	2	2-2-1-1	(4)	②		焼却粗大ごみのうち、ふとんについては「紐で縛った状態で回収されており、破碎等の処理をすることなく、ごみピットへ直接投入して焼却処理することを想定している。」とありますが、ふとん以外のじゅうたん、カーペットやカーテン等の長尺かつバッカー車で粗破碎されない性状のごみは、ごみピット投入前に破碎(細断)処理が必要です。これらは、定期収集のバッカー車からごみピットへ直接投入されることは無く、戸別収集(平ボディ車)で搬入されるものであると考えてよろしいでしょうか。もし、これらのごみもバッカー車で搬入される場合は、1m以下に細断された状態である必要があります。	本市のルールでは、カーペット・じゅうたんは「1m四方に折りたたんで紐で縛る」、カーテンは「金具を外して紐で縛る」と指定しており、ふとんも同様に定期収集のバッカー車で回収されて、ごみピットに直投されて焼却処理しています。既存の清掃プラントでは、このような処理に特段のトラブルも生じていないことから、同様の機能を要求します。
91	建設工事 要求水準書（案）	60	2	2-2-1-1	(4)	④		「中間処理選別残渣」とは破碎選別処理系列以外の缶、ペットボトル、ビン処理系列で発生する可燃性選別残渣という位置付けでしょうか。その場合、缶・ペットボトル・ビンの年間計画処理量合計の1213t/年のうち、326t/年が可燃性残渣となり(約27%)、発生する残渣としては多いと考えられます。	ごみ焼却施設の処理対象物である「中間処理選別残渣」326t/年は、本市におけるビン・カン・ペットボトル・容器包装プラスチックの選別残渣発生量の実績値をもとに設定されています。 本市では、容器包装プラスチックを外部の民間施設にて選別・圧縮する方針ですが、その選別過程で発生する選別残渣を本件施設で受け入れるものとして、計画してください。
92	建設工事 要求水準書（案）	60	2	2-2-1-1	(4)	⑧		貴市にて想定される漂着ごみの種類、性状、搬入量をご教示いただけますでしょうか。	漂着ごみについては、大型流木を主とした自然由来の海岸漂着物を想定しています。大型流木の形状については、過大な長さや太さの木は、積込前に切断加工する予定です。また、発生傾向としては、5月～7月の梅雨時期や9月～11月の台風時期、12月～3月の当地特有の冬季風浪により、海岸漂着物が発生します。施設へ搬入するまでの過程は、海岸漂着物を屋外の所定の箇所に集積し、2か月程度雨ざらしとした後に搬入する予定です。過去の処理実績は以下のとおりです。 【平成30年度】 9月：10t、10月：17.5t、11月：8.5t 【令和元年度】 7月：54t、10月：50t 【令和2年度】 5～7月：233t、8月：50t、9月：12t、11月：38t、12月：38t、1月：70t 【令和3年度】 8月：6t、9月：42t、12月：83t、1月：16t、2月：21t、3月：9t 【令和4年度】 5月：50t、7月：10t、9月：4t、10月：24t、12月：100t、1月：39t、2月：9t
93	建設工事 要求水準書（案）	60	2	2-2-1-1	(6)			「大型の死獣(猪、鹿等)が年間120頭程度搬入される」とございますが、想定される搬入車両と搬入形態(袋に入れられた状態で搬入される等)についてご提示いただけますでしょうか。	最大で1t平ボディを想定しています。また搬入形態は、浴槽型のプラスチック製容器での搬入を予定しており、その大きさは、700mm×1,100mm×300mm程度となります。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
94	建設工事 要求水準書(案)	60	2	2-2-1-1	(6)			処理対象ごみ 死獣 死獣が大型になるとごみ焼却炉では完全焼却させることが困難です。 このため、動物専焼却炉を設けない施設では、切断・解体された状態で搬入いただくことが一般的です。 処理されない状態で搬入される場合には、施設内で解体することになりますが、この場合には、搬入者や見学者の視界に入らないような工夫や、衛生面での配慮が必要となることから、建設費や人件費の上昇につながりますので、沼津市様に解体・梱包いただいた上で搬入くださることを希望します。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
95	建設工事 要求水準書(案)	63	2	2-2-1-2	(4)	⑫		災害廃棄物について「本件施設に搬入されたもののうち、破碎・選別処理を要するもの。」とありますが、災害廃棄物は、仮置場等にて処理不適物の除去等の前処理が行われたものが本件施設に搬入されると考えますが、本件施設での破碎・選別処理を要する災害廃棄物とは、本施設で処理する処理対象ごみと同程度の形状、性状と理解してよろしいでしょうか。	一次仮置き場や仮設プラントを使用して処理する規模の大規模な災害が発生した場合については、お見込みのとおりです。 一方で、左記ご意見の規定は、一次仮置き場や仮設プラントを運用する程の規模ではない災害(風水害による床上浸水等)が発生した際、本件施設へ直接搬入される災害廃棄物を想定しています。
96	建設工事 要求水準書(案)	64	2	2-2-1-2	(5)		表2-3	焼却粗大ごみ(木類のみ):28t/年以外の焼却粗大ごみは、定期収集でバックカー車にて搬入されていると料しますので、全てごみ焼却施設の年間計画処理量(表2-1、燃やせるごみ:47,599t/年)に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	建設工事 要求水準書(案)	68	2	2-2-2-2	(1)	②	表2-6	焼却粗大ごみについては、「破碎・選別処理系列での回分処理の対象とする」(※1)とされていますが、処理や運用に問題が無いことを前提に、すべてをごみ焼却施設の剪断破碎機で処理することも可能でしょうか。	実際の運営管理業務において、事業者の判断と責任において左記ご意見のような処理を行うことは可とします。ただし、リサイクル施設での「破碎・選別処理系列」の処理対象物から除外することは不可とします。
98	建設工事 要求水準書(案)	69	2	2-2-2-2	(1)	②	表2-6	回分処理を行う処理対象物のうち、せともの・ガラス類、家電製品、その他プラスチック資源ごみの①鉄類②アルミ類の搬出先受入条件等は「貯留設備にて貯留後に搬出」とありますが、金属類のみ「回分処理の対象品目の別に貯留」とあり、表現が異なります。金属類についても「貯留設備にて貯留後に搬出」と理解してよろしいでしょうか。金属類のみ貯留方法が異なる場合は、具体的な貯留方法についてご教示願います。	誤記です。 正しくは「貯留設備にて貯留後に搬出」です。
99	建設工事 要求水準書(案)	69	2	2-2-2-2	(1)	②	表2-6	危険ごみの「④スプレー缶・ガスボンベ」について、「穴あけ後に破碎・選別処理系列へ投入」とありますが、回分処理において「金属類」として処理することよろしいでしょうか。	可とします。
100	建設工事 要求水準書(案)	70	2	2-2-2-2	(1)	②	表2-6	危険ごみの「②使い捨てライター」について、「粉碎後に破碎・選別処理系列へ投入」とありますが、回分処理において「その他プラスチック資源ごみ」として処理することよろしいでしょうか。	その他プラスチックごみの回分処理後のプラスチック資源化において、引き取り先の処理に影響がない場合は可とします。
101	建設工事 要求水準書(案)	71	2	2-2-3	(1)			「許可業者、自己搬入による持込み等を除いて」とありますが、許可業者の搬入車両については、表2-14に示される「収集車」に含まれると考えてよろしいでしょうか。	許可業者の搬入車両については、最大積載量が7,700kgのバックカー車が最大の車両となります。ご質問をいただいた全ての事業者に資料を提供します。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
102	建設工事 要求水準書（案）	72	2	2-2-3	(2)		表2-9	<p>搬入品目の例として「マットレス」の記載がありますが、貴市の50音順品目別分別一覧表によると、スプリング入りマットレスやスプリング入りソファ等は解体した上で搬入されるルールになっています。本件事業でも本ルールが継続されるものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>スプリング入りマットレス等の解体を事業者所掌とする場合、解体スペースの確保が必要になることに加えて、作業負荷が高く複数人の専属作業員を要するケースが想定されることから事業費の増大につながります。</p>	<p>スプリング入りマットレスやスプリング入りソファ等は、解体した場合のみ、自己搬入を認めており、このルールに変更はありません。ここでの「マットレス」は、50音順品目別分別一覧表の「その他のマットレス」を指しています。また、近年では、コイル入りマットレスが普及しておりますが、本品目についても、スプリング入りマットレスと同様に、解体後に搬入していただく予定です。</p> <p>なお、高齢者個別収集時には、スプリング入りマットレスやソファァーがそのままの姿で搬出されます。そのため、個別収集にて排出されたスプリング入りマットレスやソファァーの解体については、事業者所掌とします。なお、スプリング入りマットレスで年間100枚程度、ソファァー（スプリングの有無を問わず）で年間100台程度が新施設に搬入される見込みです。個別収集の実績については、ご質問をいただいた全ての事業者に資料を提供します。</p>
103	建設工事 要求水準書（案）	72	2	2-2-3	(2)		表2-9	<p>焼却粗大ごみの搬入車両が「4tパッカー車」とされていますが、搬入品目の例に示されるような大型の粗大ごみは個別収集であると思料されるため、「平ボディ車」ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり誤記です。正しくは「平ボディ車」です。</p>
104	建設工事 要求水準書（案）	72	2	2-2-3	(2)		表2-9	<p>表2-9では、金属類の搬入品目の例として、自転車、金属製の椅子、サマーベッド、金属機などが記載されており、さらに貴市の50音順品目別分別一覧表には、金属類としてソファ(金属枠)やベッド(金属枠)などの記載もあります。</p> <p>これらの比較的大型の金属類については、50音順品目別分別一覧表において一部に記載があるとおり、いずれも1m以下の長さに解体された状態で4tパッカー車にて搬入され、焼却粗大ごみのように戸別収集(平ボディ車)での搬入は無いと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>金属ごみについては、原則、1m以下に解体した上で搬出され、それをパッカー車にて回収しています。しかし、健康器具等の大型のものや、バッテリーが付いている電動式自転車については、平ボディでの搬入を行います。</p>
105	建設工事 要求水準書（案）	72	2	2-2-3	(2)		表2-9	<p>飲食用缶及びペットボトルの「指定回収袋」、飲食用ビンの「コンテナ」、危険ごみ(その他)の「回収容器」について、保管スペース等の計画に必要なため、詳しい仕様（サイズ、容量、材質、フォークリフトでの運搬可否、積上げの可否、折り畳みの可否等）をご教示ください。</p>	<p>【飲食用缶及びペットボトル等】 太陽工業(株)製エコバック 形式 E C - 7 3 0 H 折り畳み式、W900mm×L900mm×H900mm 積上げ可だが最大積み上げ個数は不明、フォークリフトでの運搬可</p> <p>【びん類コンテナ】 折り畳み不可、W620mm×L430mm×H310mm 積上げ可、パレットに乗せてフォークリフトでの運搬可</p> <p>【乾電池コンテナ】 折り畳み不可、W400mm×L300mm×H150mm（一斗缶を使用） 積上げ可、パレットに乗せてフォークリフトでの運搬可 ※上記3種類の容器については、今後、変更となる可能性があります。</p>
106	建設工事 要求水準書（案）	72	2	2-2-3	(2)		表2-9	<p>飲食用ビンの「コンテナ」と危険ごみ(その他)の「回収容器」についても、ペットボトル等の指定回収袋と同様に、場内で保管し、収集車両にて適宜回収されるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
107	建設工事 要求水準書(案)	74	2	2-2-6	(3)			自己搬入ヤードでは、搬入ごみを「種類別に計量」とありますが、搬入車(者)単位での種類別の計量が必要でしょうか。 種類別の搬入量を把握することが目的であると思料しますので、搬入車(者)ごとの計量は行わずに、種類別のコンテナ等の収納容器に一定量貯まった段階で、コンテナ単位で計量することで、種類別の搬入量を把握可能です。これにより、搬入者の利便性向上にもつながります。	コンテナ単位で計量することを想定しています。
108	建設工事 要求水準書(案)	74	2	2-2-6	(4)			管理棟の機能のうち、運営管理事業者の執務機能は工場棟に設け、環境学習施設の起点となる一部機能を別棟として設ける、といった計画は可能でしょうか。	可としますが、見学者への受付機能について配慮をお願いします。
109	建設工事 要求水準書(案)	74	2	2-2-6	(6)			建屋として特別高圧受変電棟を計画する、とありますが、騒音規制を遵守することを前提に特別高圧受電盤、特別高圧変圧器を屋外仕様とし、建屋内でなく、屋外特高開閉所に設置してもよろしいでしょうか。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。プラント設備については、一部の指定する機器を除き、建屋に収納してください。
110	建設工事 要求水準書(案)	74	2	2-2-6	(6)			建屋として特高受電所棟を計画する、とありますが、特高変圧器を屋内に設置すると、特殊消防設備が必要となるため、特高受電盤、特高変圧器を屋外仕様とし、建屋内でなく、屋外特高開閉所に設置とさせていただきます。	質問No.109をご参照ください。
111	建設工事 要求水準書(案)	75	2	2-2-6	(6)		図2-1	図2-1 電力受変電系統図(参考)について、特別高圧受変電棟を設置する場合、変圧器2次遮断器及び高圧配電盤はごみ焼却施設工場棟内 電気室に設置としてもよろしいでしょうか。	可とします。
112	建設工事 要求水準書(案)	79	2	2-2-7-4	(4)			2-2-7-4 (4) 管理棟と工場棟は原則合棟ととのことですが、別棟とした場合には評価に影響(評価が下がる等)するのでしょうか。	動線計画やゾーニング計画が合理的であることが重要と考えます。
113	建設工事 要求水準書(案)	79	2	2-2-7-4	(5)			クリーンセンター管理事務所棟昼間人員40名分の所要室とありますが、モニタリング担当職員2名も、この室にて執務するものと考えてよろしいでしょうか	可とします。なお、クリーンセンター管理事務所棟昼間人員の40人については、現在見直しを行っているため、変更となる可能性があります。
114	建設工事 要求水準書(案)	79	2	2-2-8				余熱利用施設の高調波発生量をご教示ください。	現時点で想定できません。貴社のご経験に基づいて計画してください。 なお、余熱利用施設は、普段は発電した電気を利用するものとなりますが、新中間処理施設からの送電停止時に備え、余熱利用施設単独で商用系統からも受電する計画としています。
115	建設工事 要求水準書(案)	80	2	2-2-8	(4)			「余熱利用へ熱供給(温水による熱供給)を行う」とありますが、プラント停止時においても温水を供給する必要がありますでしょうか。	ごみ焼却施設が全炉休止時には熱供給の必要はありません。
116	建設工事 要求水準書(案)	82	2	2-2-11	(3)			ブラックスタート用発電機と防災・保安用発電機の兼用(この場合の使用燃料は液体燃料)についても提案をお認めください。	建設工事要求水準書(案)に示す機能・性能が確保され、防災・保安用発電機としての許認可上の要件を満足し、かつ焼却炉用とブラックスタート用発電機の燃料が都市ガスであれば提案を可とします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
117	建設工事 要求水準書（案）	83	2	2-2-11	(9)	②		屋外の中継盤での6.6kVの中継は結露等の恐れがある為、中継はせず、ごみ焼却施設工場棟電気室内の高圧配電盤の端子台以降余熱利用施設までのケーブルの手配、敷設及び接続は市様をお願いすることを提案してもよろしいでしょうか。 取合い点までの新中間処理施設内の電路は本件工事で準備します。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。中継盤に結露対策が必要である場合は、本件工事にて対策を講じてください。
118	建設工事 要求水準書（案）	85	2	2-2-14	(12)			本件施設は地域の防災拠点施設として近隣住民が敷地内へ避難していただくことが想定されていますが、本件施設の避難場所としての位置づけ(法令等に基づく指定避難所か、一時的な避難者を受け入れる一時的避難場所等)をご教示ください。	地域防災計画に基づく指定避難所等に指定する予定はありません。あくまでも、地域の方々が自主的に避難される場所とお考え下さい。
119	建設工事 要求水準書（案）	86	2	2-2-17			表2-14	鉄類・アルミ類の搬出車両は「8t、10t平ボディ」とありますが、不燃物で指定されているような深ダンプではなく、一般に荷台のアオリが低い「平ボディ」と考えて問題無いでしょうか。	鉄類・アルミ類の搬出車両は、8t、10t深ダンプへ変更します。なお、当該車両は現時点想定であり、アームロール車となる場合もあります。
120	建設工事 要求水準書（案）	86	2	2-2-17			表2-14	フレコン詰めされたその他プラスチック資源ごみ回分処理後の不燃性選別残渣の搬出車両をご教示下さい。	フレコン詰めされたその他プラスチック資源ごみ回分処理後の不燃性選別残渣の搬出車両につきましては、最小で10t、最大で15tのウイング車を想定しています。
121	建設工事 要求水準書（案）	86	2	2-2-17			表2-14	カレットについて、69頁表2-6では搬出先の受入条件等に「品目別に粉砕しドラム缶に貯留」との記載がありますが、同表の貯留方針には「④貯留（ストックヤード）」と記載があることや、237頁表4-2貯留対象品目別の貯留設備形式(参考)においても、貯留設備形式が「ヤード」となっていることから、カレットの貯留方法については「品目別に粉砕しヤードで貯留」であると考えてよろしいでしょうか。	p.69表2-6は誤記です。「品目別に粉砕しヤードで貯留」が正となります。
122	建設工事 要求水準書（案）	86	2	2-2-17			表2-14	乾電池は「フレコン積み」と記載がありますが、表2-6(P.70)では、危険ごみの「④乾電池、⑤充電電池、⑥充電式電気製品、⑦水銀仕様製品(体温計等)」について「品目別にドラム缶等の容器に貯留し搬出」とあります。 ④乾電池はフレコン、⑤充電電池、⑥充電式電気製品、⑦水銀仕様製品(体温計等)はドラム缶で搬出するものとしてよろしいでしょうか。	乾電池はフレコン、その他の品目についてはドラム缶またはフレコンを想定しています。
123	建設工事 要求水準書（案）	87	2	2-3-1-2		(1)	②	「教育資料の作成（ビデオによる教育映画の作成）」の記載がありますが、見学者用の施設概要説明ビデオで代用させていただきます。	可とします。
124	建設工事 要求水準書（案）	87	2	2-3-1-2		(1)	①	2-3-1-2 (2) ① 「1-3-4-10 実施設計範囲」とあるのは「1-3-4-11 実施設計範囲」の間違いとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	建設工事 要求水準書（案）	89	2	2-4-1			表2-15	本表に示される排ガス基準値のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物については1時間平均値、水銀については、大防法に準拠した測定結果と考えてよろしいでしょうか。	測定方法については表1-6（建設工事要求水準書（案）p.43のとおりです。一方で運営管理業務における管理指標として連続測定装置の測定結果を用いる基準値については、1時間平均値で管理することになります。
126	建設工事 要求水準書（案）	94	3	3-1-2-2		(4)		「誘引通風機は基礎構造上に配置する」とありますが、騒音・振動の影響がない対策をすることを前提に、ブラント架台に設置することを可としていただけませんか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
127	建設工事 要求水準書（案）	95	3	3-1-2-4		(1)		塗装について耐塩害を考慮するとご指示がありますが、建設予定地は塩害地域との理解でよろしいでしょうか。	建設予定地は塩害地域ではありません。
128	建設工事 要求水準書（案）	95	3	1-2-3		(1)	⑧	「配管の保温と非保温の境界はバルブとし、バルブは保温する」とありますが、屋内外を横断する配管で壁面を境界とする場合（屋内は保温不要、屋外は保温必要等の場合）はバルブは不要としてよろしいでしょうか。	可とします。
129	建設工事 要求水準書（案）	96	3	3-1-2-4	(3)			「鋼材一般部分の塗装は、原則として素地調整は2種ケレン以上」とのご指示ですが、架台、煙道、風道等については3種ケレンによる素地調整でも実績上問題が生じておりませんので、素地調整は3種ケレン以上を原則とするよう文言を変更していただけないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
130	建設工事 要求水準書（案）	98	3	3-1-2-7	(9)			槽類の定水位制御は、電極によるパイロット電磁弁式を基本とするとありますが、事業者実績に基づき提案とさせていただきます	可としますが、取り扱う液体や接続口径等に応じて水位計形式や電磁弁作動方式を選択してください。
131	建設工事 要求水準書（案）	99	3	3-1-2-9	(2)		-	「容量が大きく、また、負荷変動が大きいファンは両吸込み型を原則とする」とありますが、本施設と同規模以上のファン（誘引通風機等）において片吸込とした実績が豊富にあり、問題なく稼働していることから、片吸込型の採用を可としていただけないでしょうか。	可とします。
132	建設工事 要求水準書（案）	99	3	3-1-2-10	(7)		-	「密閉型コンベヤの採用や設置運用上の問題が無いかぎり、原則として機側には非常停止用の引綱スイッチを設ける。」とご指示ですが、機側に設置する非常停止用の引綱スイッチは上部開放型のコンベヤに対し設置し、密閉型コンベヤには引綱スイッチは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、安全対策の上で必要と判断される場合はこの限りではありません。
133	建設工事 要求水準書（案）	99	3	3-1-2-9	(2)			ファン類 「容量が大きく、また、負荷変動が大きいファンは両吸込み型を原則とする。」とありますが、ダクトワークや実績を考慮して、吸込み型は事業者提案としてよろしいでしょうか。	No.131の回答を参照してください。
134	建設工事 要求水準書（案）	99	3	3-1-2-10	(1)			コンベヤ類 ①・②の搬送速度について、スクリー式は除外と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
135	建設工事 要求水準書（案）	99	3	2-1-2-11	(2)			コンベヤ類 コンベヤの構造として、ケース底板、ライナープレート、スクレーパ等の板厚の指定がありますが、ライフサイクルコストを考慮して、事業者提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
136	建設工事 要求水準書(案)	101	3	3-1-2-15	(13)			「コンベヤ類には全長にわたり点検通路を確保する。」のご指示ですが、これは点検や維持管理を支障なく実施するためと料します。つきましては「コンベヤ類は、点検・維持管理上支障のないよう必要な箇所に歩廊等を設置する」としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。
137	建設工事 要求水準書(案)	102	3	3-1-2-16	(2)			「建屋内で使用する作業用重機等はEV車両の選定を原則とする」こととなっておりますが、重機の種類によってはEV仕様が販売されていない、あるいは販売されていても一般的に普及しておらず長期的な施設運用に適さないものもあるため、「建屋内で使用する作業用重機等はEV車両等の選定に努めること」と変更していただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。
138	建設工事 要求水準書(案)	103	3	3-2-1			表3-4	収集車については、許可業者を含めて計量機での料金の授受は無い(後納)と考えてよろしいでしょうか。	収集車につきましては、許可業者を含め、計量機での料金の授受はありません。
139	建設工事 要求水準書(案)	103	3	3-2-1			表3-4	貴市の「ごみ分別・減量ガイドブック」を確認したところ、自己搬入の手数料は、持込する車両の最大積載重量に応じた手数料となっております、新中間処理施設においても手数料の算出方法に変更はないものと思料します。したがって、自己搬入の手数料については、搬入時に計量棟において、車検証等で車両最大積載重量を確認し計量システムへ入力→それに伴った手数料を計量システムで算出→退出時に計量棟(自動精算機)で手数料を授受する、という考え方でよろしいでしょうか。	現行のルールは、清掃プラントでは2回計量が実質的に困難であるための措置です。したがって、正味重量の計量が出来ていません。本件施設では、2回計量を原則とした上で、正味重量に応じて料金徴収を行うことが可能とします。
140	建設工事 要求水準書(案)	103	3	3-2-1	3)	(2)		計量機の操作方式に非接触式ICカードとありますが、ICカードに変わる車両判別システムの導入も可能であると理解してよろしいでしょうか。	ICカード方式は必須とし、その他方法のご提案はお受けします。なお、本市の登録車両は、日によっては異なるごみを搬入する車両があるため、ご考慮ください。
141	建設工事 要求水準書(案)	104	3	3-2-1	5)	(3) (4)		計量機の入口側、出口側それぞれに対して、信号機と自動開閉式バーの2種類の装置を設置するご指示ですが、渋滞が発生しないようにスムーズな計量を行うため、入口側は信号機のみ、出口側は自動開閉式バーのみに変更していただけないでしょうか。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
142	建設工事 要求水準書(案)	104	3	3-2-1	5)	(3) (4)		計量機 入口・出口にLED信号機及び自動開閉式のバー(遮断機)を設置するように記載がありますが、遮断機のみとさせていただきます。 信号機は出口側信号を入口側と誤認して計量機へ進入してしまう事例もあり、バーのみとしたほうが誤認が無く安全上も好ましいと考えます。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
143	建設工事 要求水準書(案)	104	3	3-2-1	5)	(9)		計量機 キャッシュレス決済対応型とありますが、キャッシュレスでの金融業者(クレジット会社等)への手数料は沼津市様の所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。手数料に係る本市の負担方法については協議により定めるものとします。
144	建設工事 要求水準書(案)	104	3	3-2-1	5)	(23)		計量室内に便所を設置するご指示ですが、計量棟が他の建屋等と近接する場合、便所が兼用できることも考えられるため、「計量棟付近に計量担当職員が利用可能な便所を設置すること」としていただけないでしょうか。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。ただし、計量棟が工場棟や管理棟と合棟となる場合で、計量事務員が便所休憩を行う際に交代要員が随時配置可能である場合は、提案を可とします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
145	建設工事 要求水準書（案）	105	3	3-2-2	4)			プラットフォーム有効高さ 高さ〔6.5〕m以上（梁下有効高さ6.5m以上）の仕様については、機能性の確保を前提として事業者提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
146	建設工事 要求水準書（案）	105	3	3-2-2	5)			プラットフォームの勾配は2.0%程度とのご指示ですが、床を水洗浄した後に、確実に排水できることを前提に、水勾配については事業者提案とさせていただけないでしょうか。比較的重たいごみを搬入した市民が台車を利用して移動する場合など勾配が緩やかな方が便利であり、市民や作業員の利便性が向上します。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。なお、2.0%程度と指定しておりますので、排水計画によっては1.5%でも可とします。
147	建設工事 要求水準書（案）	105	3	3-2-2	6)	(1)		有効開口扉高さは4.5m以上とする仕様について、プラットフォーム内に進入する最大車両は10tトラックであり車両の走行上問題と考えられることから、高さ4.0m以上とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
148	建設工事 要求水準書（案）	105	3	3-2-2	6)	(8)		排水溝にグレーチング蓋を設けることについては清掃等維持管理が難しい為、清掃が容易な皿形側溝等事業者提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
149	建設工事 要求水準書（案）	107	3	3-2-3	5)	(7)		「ゲートヒンジ部等給油の必要箇所については、遠方集中給油方式とすること。」とありますが、高所やごみピット内に給油箇所がなく、維持管理に支障がないことを前提に、給油方法を事業者にて決定させていただけないでしょうか。	ご意見の条件を満たす場合は可とします。
150	建設工事 要求水準書（案）	107	3	3-2-3	5)	(7)		ごみ投入扉 給油方法については事業者実績に基づき提案とさせていただきます。	No149の回答を参照してください。
151	建設工事 要求水準書（案）	107	3	3-2-3	5)	(12)		5)特記事項(12)投入扉の開閉状況、ダンピングボックスの作動状況、投入扉並びにダンピングボックス前の車両の有無、手動・自動、開禁止等の状況をディスプレイ等に表示する。とありますが、計量棟についてはITV画像にてプラットフォームの混雑状況を監視できるものとする解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	建設工事 要求水準書（案）	107	3	3-2-4	3)	(1)		ダンピングボックス 主要項目に開閉時間とありますが、ダンピングボックスの動作（上昇・下降）時間と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
153	建設工事 要求水準書（案）	108	3	3-2-5	5)	(1)	④ ア	「赤外線検出器等を使用し、ごみピット内の表面温度をスキャンさせる」とのご指示ですが、ごみピット全体の表面温度を検出可能な赤外線検出器等を設置するという趣旨であり、走査型(首振り等によるスキャン機能が付いたもの)の赤外線検出器に限定するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	建設工事 要求水準書（案）	109	3	3-2-5	6)	(2)		ごみピット 「ごみピット有効容量10日以上」「ダブルピットの場合は貯留ピットにて有効容量を確保する。」とありますが、「ごみピット有効利用10日以上の緩和」、もしくは「ダブルピットの場合、受入ピットと貯留ピットの合計で10日以上とする」のいずれかの条件としていただけないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
155	建設工事 要求水準書（案）	109	3	3-2-5	6)	(5)		追加的な湧水・漏水対策とありますが、一般的に、多くのごみ焼却施設では水密鉄筋コンクリートによる躯体防水のみで施工されています。コスト低減の観点から追加的な対策は不要としていただけませんか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
156	建設工事 要求水準書(案)	109	3	3-2-5	6)	(15)		投入扉のごみ投入シュート傾斜部のライナープレートの厚さについては、本件はDBO案件であり運営維持管理も業務所掌であることから、維持管理方法も踏まえ事業者提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
157	建設工事 要求水準書(案)	109	3	3-2-5	6)	(17)		「ピットの奥行きは自動運転を考慮し、クレーンバケットの開き寸法の2.5倍以上(3~4倍が望ましい)とすること」とのご指示ですが、ダブルピット方式におけるピットの奥行きは、受入ピットの奥行きと貯留ピットの奥行きを足したものと理解でよろしいでしょうか。	ダブルピットのケースでは貯留ピットの奥行きに適用します。
158	建設工事 要求水準書(案)	110	3	3-2-6				「また、クレーン操作は、(…中略…)完全自動化…」とありますが、この完全自動化とは、次の段落にある「自動運転とは、ごみの攪拌・積替え・投入の一連の動作が全自動で可能であるもの」と解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	建設工事 要求水準書(案)	110	3	3-2-6	4)	(3)		ごみクレーン バケット形式がポリップ式のご指示ですが、フォーク式の場合、 ・ピット内角部のごみをつかみやすい ・爪が細く圧密したごみにも爪が刺さりやすい 等のメリットがありますので、形式は事業者提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
160	建設工事 要求水準書(案)	110	3	3-2-6	4)	(8)		稼働率算出用のごみの単位容積重量が0.165[t/m3]と記載されておりますが、年間通じて受入頻度が最も高くなる基準ごみ時の単位容積重量0.215[t/m3]を稼働率算出用の単位容積重量に変更いただけないでしょうか。 単位容積重量0.165[t/m3]は、高質ごみ(0.195t/m3)を下回る数値であり、ごみクレーンの容量が過大となり、コストアップにつながります。	ご意見を踏まえ、稼働率算出用のごみの単位容積重量が0.195[t/m3]へ見直します。
161	建設工事 要求水準書(案)	110	3	2-6	4)	(8)		ごみクレーン 稼働率計算用ごみ比重0.165t/m3が、高質ごみ時より軽く設計ごみ質範囲外の比重が設定されています。一方定格荷重用ごみ比重は、ごみ処理施設の設計・計画容量で一般的なごみ比重は0.1~0.3t/m3とあるのに対して0.5t/m3と大きく設定されています。 これに伴い実際のごみ比重に対して、掴み量と荷重がアンバランスになっているため、バケットサイズ、電動機容量、クレーン構造体、建屋構造が過剰となっております。実際にはピット内で貯留攪拌される間に圧密される他、攪拌により比重も平均化することも踏まえ、ごみ比重の見直しをお願いします。	No.160の回答を参照してください。なお、定格荷重用については建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
162	建設工事 要求水準書(案)	111	3	3-2-6	6)			クレーン操作室の窓拭き装置は、窓の外側の点検歩廊から安全に窓拭きできるため、装置の設置は事業者提案とさせていただきます。 窓拭き装置の設置費および維持管理費の削減につながります。 なお点検歩廊を設置し、窓拭き装置を非設置とした実績は多数あり、問題なくクレーンの運転操作が可能です。	装置形式についての事業者提案を可としますが、ごみピット側にせりだした歩廊上からの高所作業を伴う人力清掃は不可とします。
163	建設工事 要求水準書(案)	111	3	3-2-6	6)	(4)		クレーン操作室窓拭き装置の形式は全自動式とし、機械式又は光触媒方式のいずれかを選択することの記載について、清掃方法については適正に清掃されることを前提として、事業者提案とさせていただきます。	No162の回答を参照してください。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
164	建設工事 要求水準書（案）	111	3	3-2-6	8)			患畜をごみホッパに投入できるよう簡易な搬送設備を設けることとありますが、患畜の受入は頻繁に発生する事象でなく、受け入れが必要な場合は、クレーンのメンテナンス用ホイストを使用すれば患畜を受け入れることができるため、専用設備とする必要はないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、ごみクレーンのメンテナンス用ホイストを利用してホッパステージ上へ患畜を移送し、ごみホッパへ人力で投入する作業動線と作業エリアを確保してください。
165	建設工事 要求水準書（案）	111	3	3-2-6	9)	(1)		9)特記事項(1)「自動運転監視装置は中央制御室の中央監視操作卓と列盤とする。」と記載がありますが、列盤長が長すぎると運転員の移動性が悪くなる場合が想定されます。盤の配置は提案させていただけないでしょうか。	可とします。
166	建設工事 要求水準書（案）	112	3	3-2-7	3)	(3)		剪断破砕機 剪断破砕機の処理能力の指定をお願いします。	要求水準書に示す剪断破砕機の処理対象物、剪断能力及び特記事項をもとに、リサイクル施設での焼却粗大ごみの搬入量と事業者が計画する1日あたりの剪断作業時間を考慮して設定してください。 なお、漂着ごみや災害廃棄物に対して柔軟な処理体制を確保することを目的に設置する装置でありますので、十分な余力を確保してください。
167	建設工事 要求水準書（案）	113	3	3-2-8				脱臭装置 換気回数2回/hかつ活性炭の交換頻度は1回/年で計画とのご指定ですが、換気回数2回/hで設計を行った場合には接触流速の関係で、消耗量に対して活性炭充填量が大きくなり、交換頻度が1回未満/1年となる場合もありますので（消費していない活性炭も全て交換するすることになり不経済）、いずれかの条件を緩和して頂けないでしょうか。	換気回数については建設工事要求水準書（案）のとおりとします。 活性炭の交換頻度（1回/年指定）については、脱臭装置の運転を要する全炉休止を年1回で想定したためです。仮に事業者が計画する全炉休止期間と休止回数が、この指定にミスマッチを生じさせる場合は交換頻度を任意で設定して頂いても構いません。ただし、活性炭の脱臭性能が目的の性能を維持できる回数としてください。
168	建設工事 要求水準書（案）	114	3	3-2-9	4)	(1)		(1)防臭剤および殺虫剤の散布場所の記載がありますが、ごみピットに防臭剤を散布しても効果は小さいため、防臭剤の散布場所はプラットホーム出入口および投入扉付近としてよろしいでしょうか。 配管工事費のコスト削減にもつながります。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
169	建設工事 要求水準書（案）	114	3	3-2-9	7)	(3)		薬液噴霧装置 特記事項として、配管、ノズルともにステンレス製とすることとの記載がありますが、薬品の耐食性を考慮した材質とすることを前提に、事業者提案とさせていただきます。	可としますが、ごみピット側については施設の供用期間において容易に交換できる配管・ノズルではありませんので、耐久性には十分に配慮してください。
170	建設工事 要求水準書（案）	115	3	3-2-10	4)			自己搬入ヤードの梁下有効高さを6.5m以上とすることのご指示ですが、車両がダンピングしない位置の場合は、有効高さを4.5m以上とさせていただけないでしょうか。有効高さ6.5mは車両のダンピングを考慮したものとと思いますが、自己搬入ヤードではダンピングを行わないため、有効高さは4.5m以上であれば問題ないと考えます。	ご意見を踏まえ、自己搬入ヤードの梁下有効高さは4.5m以上に見直します。
171	建設工事 要求水準書（案）	115	3	3-2-10	5)			自己搬入ヤードの勾配は2.0%程度とのご指示ですが、床を水洗浄した後に、確実に排水できることを前提に、水勾配については事業者提案とさせていただけないでしょうか。比較的重たいごみを搬入した市民が台車を利用して移動する場合など勾配が緩やかな方が便利であり、市民や作業員の利便性が向上します。	No.146の回答を参照してください。
172	建設工事 要求水準書（案）	115	3	3-2-10	6)	(6)		排水溝にグレーチング蓋を設けることについては清掃等維持管理が難しい為、清掃が容易な皿形側溝等事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
173	建設工事 要求水準書（案）	116	3	3-3-1	4)	(2)		ごみホッパ 本件はDBO案件であり維持管理も業務所掌であることから、ライナープレートの板厚は提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
174	建設工事 要求水準書（案）	116	3	3-3-1	5)	(6)		レベル検出とブリッジ検出が共に可能なことを前提に、ブリッジ検出装置はレベル検出装置と兼用としてよろしいでしょうか。	可とします。
175	建設工事 要求水準書（案）	116	3	3-3-1	6)	(5)		シュート下部が高温ガスの影響を受けないよう耐火物構造とし、シュート鉄部は放冷にて冷却する場合、水冷方式を行わないことでよろしいでしょうか。当社では耐火物構造を標準的に採用しており、問題なく運転が可能です。	可とします。
176	建設工事 要求水準書（案）	118	3	3-3-3-1	5)	(10)		燃焼装置 特記事項として、乾燥火格子下部のホッパについては落じんによる発火防止機能を装備するとともに発火時の警報機能を有することの記載がありますが、発火防止対策（落じんが堆積しない構造）がとられている場合は、発火時の警報機能は不要とさせていただきます。	当該機能は落じんのみならず火格子から滴下するタール分の付着と発火も対象としています。これらが堆積・付着しない構造であれば可としますが、実施設計段階で疑義が生じた場合は、要求水準書に従って機能を装備して頂きます。
177	建設工事 要求水準書（案）	119	3	3-3-4-1	3)	(7)		焼却炉 レンガ積み方式を指定されていますが、不定形キャストブルの使用もお認め頂けないでしょうか。	不定形耐火物の採用を否定するものではありません。炉体の各部形状に応じて実績のある最適な耐火物を採用してください。
178	建設工事 要求水準書（案）	119	3	3-3-4-1	4)	(6)		焼却炉 事業者実績を踏まえ、クリンカ防止装置設置の要否は提案とさせていただきます。	ご理解のとおりです。クリンカ付着対策を要求しており、方式や対策技術は事業者にて委ねています。
179	建設工事 要求水準書（案）	119	3	3-3-4-1	4)	(6)		焼却炉の主要機器にクリンカ防止装置とありますが、ここではクリンカを防止する機能が必要と申料します。よって水冷壁を採用しクリンカ発生を防ぐ機能を有している場合は、専用の特殊な装置を設置する必要はないものと解釈してもよろしいでしょうか。	No.178の回答を参照してください。
180	建設工事 要求水準書（案）	119	3	3-3-4-1	5)	(4)		焼却炉 レンガ積み方式を指定されていますが、不定形キャストブルの使用もお認め頂けないでしょうか。	No.177の回答を参照してください。
181	建設工事 要求水準書（案）	120	3	3-3-4-2	4)	(6)		作業用大扉の設置場所について、「後燃焼段最終端面」とありますが、ストーカ上のごみ燃焼の影響を最も受けにくい、主灰シュートを挟んで後燃焼段の向かいの面に設置してもよろしいでしょうか。当社の標準であり、実績的にも問題ありません。	可とします。この場合、当該大扉への寄り付きを十分に考慮したレイアウトとしてください。
182	建設工事 要求水準書（案）	120	3	3-3-4-2	4)	(11)		「炉体間に最下階から最上階までの直通階段を各々設ける」とのご指示ですが、炉体間には1つの階段を設け、2方向避難等を鑑み、それ以外の場所(例えば排ガス処理エリア)にも階段(設備レイアウトを考慮したものであればよく、直通階段である必要はない)を設けるという意図と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	建設工事 要求水準書（案）	120	3	3-3-4-2	4)	(12)		「炉室内の歩廊は、広範囲に敷設し、建築床まで延ばす。」とありますが、建設費用低減の観点から、施設の運転、維持管理に問題がないことを前提として、「炉室内の歩廊は、施設の運転・維持管理において必要な範囲に敷設し、必要な箇所は建築床まで延ばす。」と変更していただけないでしょうか	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
184	建設工事 要求水準書（案）	121	3	3-4-3	4)	(4)		落じんホッパ及びシュート シュートのシール方式は事業者実績を踏まえて提案とさせていただきます。	シュートのエアシール方式は乾式による落じん灰搬送を想定したものです。乾式を採用する場合は、ダブルフラップダンバと同等の機能を有するのであれば可とします。仮に湿式を採用する場合は、同等のエアシール方式として水封方式の併用を認めますが、その場合は、落じん灰の売却先において引き取り基準（乾燥灰）を満たす必要がある点に留意してください。
185	建設工事 要求水準書（案）	121	3	3-3-5				助燃装置のうち、3-3-5-1.昇温バーナ、3-3-5-2.助燃バーナのそれぞれについて、「付近に消火設備を設ける」とありますが、本件施設では燃料に都市ガスを使用するため、消火設備の可否については消防当局との協議によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	建設工事 要求水準書（案）	122	3	3-3-5-1	4)	(2)		「焼却炉立上げ時において、ごみ投入前に二次燃焼室温度850°C以上までバーナで昇温できるものとする。」とありますが、昇温バーナと助燃バーナを使用して850°C以上まで昇温できるよう計画するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	建設工事 要求水準書（案）	123	3	3-4-1	1)			ボイラ (縦型) の定義をご教示ください。	誤記です。削除します。
188	建設工事 要求水準書（案）	123	3	3-4-1	4)	(2)		ボイラ 高温、還元性腐食を「起こらないようにする」と表記されていますが、腐食がゼロとするのは非常に困難です。「可能な限り腐食しないための対策を講じる」という表現に変えていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。
189	建設工事 要求水準書（案）	124	3	3-4-1	4)	(20)		ボイラ 特記事項に、液面計は、ボイラドラムに二色液面計と透視式液面計を取り付けるとの記載がありますが、メンテナンス性を考慮してマグネットフロート式の採用（透視式との併用）も可能とさせていただきます。	可とします。
190	建設工事 要求水準書（案）	124	3	3-4-1	4)	(20)		ボイラドラム水面計に透視式水面計とありますが、現場水位確認用にマグネット式を採用してもよろしいでしょうか。	No.189の回答を参照してください。
191	建設工事 要求水準書（案）	124	3	3-4-1	4)	(22)		単胴式ボイラの場合、下部ヘッダのスラッジ堆積は僅かであるため、運転時のボトムブローは不要であり、メンテナンス時(全缶ブロー時)の手動開閉で対応可能です。コスト低減の観点から、使用頻度等を考慮し、下部ヘッダに設けるボトムブロー弁については手動弁としてもよろしいでしょうか。	可としますが、メンテナンス時の作業手順としてマニュアル化し、安全な作業としてください。
192	建設工事 要求水準書（案）	124	3	3-4-1	4)	(22)(23)		ボイラ ボイラブロー弁は年数回のみと使用頻度が少ないこと、使用の際もドレンアタックやハンマーなどが生じる可能性から現場での操作が好ましいことなどの観点から手動弁とさせていただきます。	No.191の回答を参照してください。
193	建設工事 要求水準書（案）	124	3	3-4-1	4)	(25)		ボイラ 圧力は中央制御室の画面に数値表示することで、ITV装置による常時監視は不要とさせていただきます。	ご意見を踏まえ、圧力計のITV監視は任意とします。
194	建設工事 要求水準書（案）	124	3	3-4-2	4)	(1)		ボイラ鉄骨及びケーシング ボイラは水管メンブレン構造を採用し密閉性を担保します。さらに放熱防止としてボイラ周囲に保温材、保温外装板を設置する予定です。本項目に関して、上記のような措置をとれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
195	建設工事 要求水準書（案）	125	3	3-4-2	4)	(2)		ボイラ鉄骨及びケーシング 構造計算書とは、ボイラ鉄骨の計算書との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	建設工事 要求水準書（案）	125	3	3-4-4	4)	(1)		過熱器 「通常の定期補修整備期間内で過熱器全体を交換する」とありますが、1回の定期 整備期間内ではなく、必要箇所を数回に分けて全体を交換できるようにするとの理 解でよろしいでしょうか。	管群単位で交換可能なレイアウトを要求しています。ご意見にあるように、実際には 必要箇所のみを交換する方法が採用されると考えますが、万が一のトラブルや大規模 改修時に円滑に管群更新が可能なようにレイアウト（荷揚げスペースとルート、作業 エリア等）を計画してください。
197	建設工事 要求水準書（案）	126	3	3-4-4	4)	(5)		過熱器 保温施工とするとありますが、過熱器の接続部等、炉外に出る部分を保温施工する との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
198	建設工事 要求水準書（案）	126	3	3-4-6				スートブロワ 過熱器に使用する装置は、非蒸気式（圧力波式等）の採用を原則とのことですが、 蒸気式の採用も可能として頂けないでしょうか。 （P.125の過熱器の項で「蒸気式スートブローを適用する箇所には…」との記載も あるため）	過熱器には非蒸気式の採用を原則としています。ご意見の記載箇所は、部分的に蒸気 式を採用せざる得ないやむを得ない理由がある場合で適用される仕様水準とお考え下 さい。
199	建設工事 要求水準書（案）	126	3	3-4-6	4)	(2)		スートブロワ 運転表示灯（回転灯）の設置は事業者提案とさせていただきます。安全対策が目的であ れば、安全カバーの設置などでの代替も可とさせていただきます。	運転表示灯は動作時の注意喚起が目的です。建設工事要求水準書（案）のとおりとし ます。なお、定置回転式の場合は、運転表示灯を省略することも可とします。
200	建設工事 要求水準書（案）	126	3	3-4-6	4)	(5)		スートブロワ 注油は自動給油式とするとありますが、手動も可とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
201	建設工事 要求水準書（案）	127	3	3-4-8	5)	(4)		脱気器の放蒸気はブロータンクに戻すとのことですが、人の通路でなく外気が循 環している復水器ヤードに放蒸気を放出することは可能でしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
202	建設工事 要求水準書（案）	127	3	3-4-8	5)	(4)		脱気器 圧力緊急調節弁を設けるとありますが、安全弁を設置しますので不要とさせてくだ さい。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
203	建設工事 要求水準書（案）	128	3	3-4-10				ボイラ用薬剤については、維持管理性に優れる1液タイプ薬剤の採用を可としてい ただけないでしょうか。採用実績は豊富にあり、問題なく運転可能です。	可とします。
204	建設工事 要求水準書（案）	129	3	3-4-10	6)	(5)		ボイラ用薬液注入装置 事業者実績に基づいて、満水保圧用及び立上用の投入ラインの別途設置は不要とさ せてください。	基礎投入ラインの件でのご意見であれば、合理的理由があれば可とします。
205	建設工事 要求水準書（案）	129	3	3-4-10	6)	(14)		ボイラ用薬液注入装置 本装置の周囲に防液堤を設けるとの記載がありますが、防液堤は鋼板製のパン（薬 液槽の容量以上）の使用も可能とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
206	建設工事 要求水準書(案)	129	3	3-4-10	6)	(15)		ボイラ用薬液注入装置 特記事項として、槽からの薬液漏れを発見するため、防液堤内の釜場に漏洩検知器(レベル計で可)等を設置し、中央制御室へ発報するとの記載がありますが、薬液槽の容量以上のパンを設けることで、漏洩検知器(レベル計)の設置は不要とさせていただきます。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
207	建設工事 要求水準書(案)	129	3	3-4-11	1)	(4)	④	缶水連続ブロー測定装置 ボイラ補機室内に設置し、換気は屋外に導くものとする、給水測定装置装置の特記事項として、独立した室内に設置し、換気は屋外に導くものとするとの記載がありますが、ボイラ補機室、独立した室は設けず、炉室内の設置も可能とさせていただきます。	独立した室を設けないことは可としますが、炉室内の設置は不可とします。加えて、ボイラ補機室に設置とある機器は、換気が十分に行われている清浄な雰囲気は維持できる場所とし、分散配置は避けてください。
208	建設工事 要求水準書(案)	129	3	3-4-11	1)	(4)	④	缶水連続ブロー測定装置をボイラ補機室内に設置するとのご指示ですが、換気が十分行われていることを前提に、設置場所は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	No.207の回答を参照してください。
209	建設工事 要求水準書(案)	129	3	3-4-11	2)	(4)	④	給水測定装置を独立した室内に設置するとのご指示ですが、換気が十分行われていることを前提に、設置場所は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	No.207の回答を参照してください。
210	建設工事 要求水準書(案)	129	3	3-4-11	3)	(1)		缶水連続測定装置 ブロータンク、ドレン配管の材質はSUSとの記載がありますが、実績を踏まえた事業者提案とさせていただきます。また、ブロータンク本体の材質はアルカリによる応力腐食割れの懸念のない、炭素鋼の使用も可能とさせていただきます。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
211	建設工事 要求水準書(案)	130	3	3-4-12	1)			高圧蒸気だめは、円筒横型配管式を採用してもよろしいでしょうか。配管構造とした場合は法定検査を不要とすることができ、コスト低減につながります。	可とします。
212	建設工事 要求水準書(案)	130	3	3-4-13	1)			低圧蒸気だめは、円筒横型配管式を採用してもよろしいでしょうか。配管構造とした場合は法定検査を不要とすることができ、コスト低減につながります。	可とします。
213	建設工事 要求水準書(案)	131	3	3-4-14	4)	(5)		タービン排気復水器 事業者実績に基づいて、復水温度の温度制御は不要とさせていただきます。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
214	建設工事 要求水準書(案)	133	3	3-4-19-2	2)			塩素除去装置の方式を薬品除去とすることも可とさせていただきます。	可とします。ただし、類似施設での採用事例が豊富で、また塩素と薬品の生成物がイオン交換樹脂に支障を生じさせないことを条件とします。
215	建設工事 要求水準書(案)	134	3	3-4-19-2	2)	(5)		塩素除去装置の内面塗装仕様がエポキシ・ウレタン樹脂塗装または同等品以上のご指示ですが、近年では樹脂製の本体を採用したうえで内面は無塗装とすることが多くなっています。本体の材質および内面塗装仕様については、塩素除去性能や耐久性に問題ないことを前提に、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
216	建設工事 要求水準書（案）	135	3	3-4-19-2	6)			純水タンク 純水タンク清掃、整備のため、直接復水タンクへ純水をバイパス補給できることとありますが、貯留物は純水で清掃の頻度はほとんどなく、純水装置内が汚染損傷するような状況が発生するのは異常事態であり、運転を継続できる状況ではないと推測されるため、本バイパスラインの可否は事業者提案とさせていただきます。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。
217	建設工事 要求水準書（案）	135	3	3-4-19-2	6)	(4)		純水タンク 本体およびタンク内配管についてSUS304の指定がありますが、事業者実績に基づき[SUS304又は同等品以上]の採用を可とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
218	建設工事 要求水準書（案）	135	3	3-4-19-2	10)			廃液処理装置に関して、「本装置は再生廃液を廃液槽内で攪拌しながら pH 調整した後、原則として排水処理設備の排水貯留槽へ貯留する。」との記載がありますが、事業者実績に基づき、廃液槽内ではなく排水貯留槽でのpH調整を行うフローの採用を可とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
219	建設工事 要求水準書（案）	138	3	5				排ガス処理設備 排ガス処理設備装置機器の設計に採用するガス量は設計最大排ガス量に1.2の余裕率を乗じるとの記載がありますが、乾式排ガス処理装置と無触媒脱硝装置に適用することとし、バグフィルタには適用不要とさせていただきます（設計最大ガス量に対してろ過風速1m/min以下とする）。 バグフィルタのろ過流速は、一般的に設計最大ガス量に対してろ過風速1m/min以下で設計を行っていますが、ろ過風速1m/min以下自体に余裕が見込まれており、性能上の問題は生じておりません。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
220	建設工事 要求水準書（案）	138	3	3-5-1	3)	(12)	①	バグフィルタ ろ布材質に耐熱強化ガラス+PTFEコーティング又は同等品以上の指定ですが、事業者実績に基づき材質は事業者提案とさせていただきます。	同等品以上であれば可とします。
221	建設工事 要求水準書（案）	138	3	3-5-1	3)	(12)	①	ろ布材質に「耐熱強化ガラス+PTFEコーティング又は同等品以上」とありますが、同等品以上とはどのような性能を有すればものかご教示ください。	耐熱温度、材料強度、耐薬品性、剥離性、耐久性等の焼却施設でのバグフィルタろ布に要求されている一般的性能が同等以上であることを要求します。
222	建設工事 要求水準書（案）	138	3	3-5-1	3)	(12)	③	バグフィルタ 本体材質に耐硫酸露点腐食鋼の指定ですが、事業者実績に基づき腐食が発生しないよう配慮することを前提に材質は提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
223	建設工事 要求水準書（案）	138	3	3-5-1	5)	(6)		「ろ布の延焼防止措置を施す。」とご指示ですが、ポイラ及びエコノマイザにおいて、排ガス温度をろ布の耐熱温度から十分下げることによって、ろ布の焼損防止を図るものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。その場合、ろ布材料の耐熱温度については、制御可能な設計上の排ガス温度に対して実績面での十分な安全代を確保してください。
224	建設工事 要求水準書（案）	140	3	3-5-2	7)			乾式排ガス処理装置 7) 付属機器 に⑦供給ブロワの記載がありますが、6) 薬品供給ブロワがありますので、設置無しとさせていただきます。	ご指摘のとおり重複しています。当該箇所を削除します。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
225	建設工事 要求水準書（案）	140	3	3-5-2	8)	(10)		乾式排ガス処理装置 8) 特記事項 供給配管について「ワイヤー支持を原則とする。」とありますが、固定しないことを前提に支持方法を事業者提案とさせていただきます。	ワイヤー支持に代わる妥当な支持方法であれば可とします。ただし、床転がしやそれに類する方法は不可とします。
226	建設工事 要求水準書（案）	140	3	3-5-2	8)	(10)		乾式排ガス処理装置 8) 特記事項 供給配管に自動ハンマリング装置を設けるとありますが、閉塞発生箇所に応じて柔軟に対応するため、自動装置の要否は事業者提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
227	建設工事 要求水準書（案）	141	3	3-5-3	5)	(7)		無触媒脱硝装置 専用室に設置、漏洩警報等はアンモニア水を使用の場合で、尿素水を使用の場合には適用外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、保管場所には取り扱い上の留意事項を安全表記するとともに、適した保管場所に保管してください。
228	建設工事 要求水準書（案）	143	3	3-6-1-1	13)	(3)		蒸気タービン タービン軸受部潤滑油出口側に固定温度計を設けるとありますが、油タンクもしくは油配管での計測でよろしいでしょうか。	難しい場合は同部軸受けメタル温度でも可とします。
229	建設工事 要求水準書（案）	143	3	3-6-1-1	13)	(6)		蒸気タービン その他特記事項として、タービン車室を断熱材で覆うとともに、外皮を設けるとの記載がありますが、外皮とはタービン全体を覆う外衣のことでしょうか。外衣のことであれば、見学者の見栄えを考慮（タービン本体が見えない）して、外皮は不要とさせていただきます。	タービン本体の防音対策が不要であれば可とします。
230	建設工事 要求水準書（案）	144	3	3-6-1-6				タービン排気管ドレン移送装置 「複式ストレーナを設けるものとする」とありますが、ドレン移送ポンプの予備機を設置する場合は単式ストレーナの採用も可とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
231	建設工事 要求水準書（案）	148	3	3-6-2-6	2)	(3)		主要材質にシェル、チューブと記載されておりますが、維持管理性、経済性に優れたプレート式の熱交換器を採用してもよろしいでしょうか。	可としますが、材質は同等品としてください。
232	建設工事 要求水準書（案）	148	3	3-6-2-6	3)	(3)		温水循環ポンプ 循環流量やポンプ吐出圧力は余熱利用施設側の配管及び設備仕様に依存しますので、温水の循環流量及び余熱利用施設側での圧力損失をご提示ください。	建設工事要求水準書（案）に示す熱供給量等から循環水量を想定してください。圧力損失については本件施設と余熱利用施設との距離及び事業者の類似施設での経験から想定してください。 詳細については実施設計段階で定めるものとします。
233	建設工事 要求水準書（案）	148	3	3-6-2-6	4)			温水タンクの設置は熱のバッファタンクと思量しますが、供給熱量を制御できる場合は、温水タンクの設置要否は事業者判断とし、必要に応じて設置に変更していただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
234	建設工事 要求水準書(案)	149~152	3	3-7-1 3-7-2 3-7-3 3-7-6	3)	(7)		押込送風機、二次燃焼用送風機、排ガス循環送風機、誘引通風機の風量制御方式について、ダンバ+回転数制御方式とありますが、回転数制御のみでの風量調整が可能なケースが多く、また、省エネの観点も考慮し、「回転数制御方式を基本とし、必要に応じてダンバ方式を併用すること」と変更していただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。
235	建設工事 要求水準書(案)	149~151	3	3-7-1 3-7-2 3-7-3	4)	(6)		押込送風機、二次燃焼用送風機、排ガス循環送風機にも空転防止装置を設けるご指示ですが、本設備規模においては送風機も大型ではなく、また煙突効果による自然通風による空転も発生しないため、空転防止装置がなくても安全に作業できるものと思料します。つきましてはこれらの送風機の空転防止装置の設置の可否については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。
236	建設工事 要求水準書(案)	149	3	3-7-2				二次燃焼用送風機を押込送風機と兼用することを可としていただけないでしょうか。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
237	建設工事 要求水準書(案)	150	3	3-7-3				低空気比燃焼の達成が可能なことを条件に、設置の要否は事業者判断とさせていただきます。 動力源が増えることにより、売電量が減少するなどのデメリットが勝る場合があり、総合的に判断したいと考えます。	可としますが、低空気比燃焼と低Nox運転が可能であること、生活環境影響調査の結果を遵守できることを条件とします。また、生活環境影響調査で設定した予測条件に対して排ガス量等が超過しないよう十分な検証をお願いします。
238	建設工事 要求水準書(案)	151	3	3-7-5	3)	(3)		風道 φ1000mm以上はt=4.5mmとのご指定ですが、事業者提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
239	建設工事 要求水準書(案)	151	3	3-7-5	5)	(9)		風道 特記事項として、風道に設けるダンバは、風量調整用は原則としてルーバ形とするとの記載がありますが、ダンバの形式は実績を踏まえた事業者提案とさせていただきます。	ルーバ形式の適用が不適当であることを合理的に説明可能であれば可とします。
240	建設工事 要求水準書(案)	152	3	3-7-6	3)	(7)		誘引通風機の軸受は水冷式とのご指示ですが、コスト低減の観点から、空冷式の採用も認めていただけないでしょうか。通常運転時の排ガス温度は160℃以下となるため、実績上問題なく空冷式でも十分に冷却可能です。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。
241	建設工事 要求水準書(案)	152	3	3-7-6	5)	(1)		誘引通風機 風量調整方式にダンバ+回転数制御方式とありますが、回転数制御のみで風量制御が可能な場合には回転数制御のみとさせていただきます。	No.234の回答を参照してください。
242	建設工事 要求水準書(案)	152	3	3-7-7	3)	(2)		煙道 本体材質に対硫酸露点腐食鋼の指定ですが、事業者実績に基づき腐食が発生しないよう配慮することを前提に材質は提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
243	建設工事 要求水準書(案)	153	3	3-7-8	5)	(1)		筒身材質、頂部ノズル共にSUS316L以上の仕様について、筒身部分は温度条件より頂部ノズル程の耐食性は不要であることから筒身材料については耐硫酸露点腐食鋼もしくはSUS304以上から事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
244	建設工事 要求水準書(案)	153	3	3-7-8	5)	(6)		塩化水素濃度、硫酸化物濃度、窒素酸化物濃度、一酸化炭素濃度、ばいじん濃度及び酸素濃度を測定する連続分析計は、煙突中間部付近ではなく、煙道中とさせていただきます。	可としますが、煙突部での測定目的を満たす個所で、かつ編流の生じにくい個所を選定してください。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
245	建設工事 要求水準書（案）	154	3	3-7-8	5)	(16)		煙突頂部に荷揚げ用フックを設けるとありますが、目的は、手分析時の機材荷揚げ用と推察します。頂部（ノズル）ではなく、外筒内部の最適なレベルにフックを設けることでよろしいでしょうか。	可とします。
246	建設工事 要求水準書（案）	155	3	8				灰出設備 集じん灰処理設備を収納する専用室は、環境集じんにより換気し負圧とし、とあります。 ①機器内を環境集じんにより換気して負圧とする場合には、専用室としなくてもよろしいでしょうか。 ②環境集じんによる機器内換気を想定していますので、室の換気については建築機械設備による換気とさせていただきます。	①建設工事要求水準書（案）のとおりとします。 ②建築機械設備による換気とする場合は、排気先は炉室等の建屋内は避け、工場棟屋根付近等を選定するとともに排気口にフィルターを掛け、運営管理業務において定期的にフィルターを交換する等して良好に保つことを条件とします。
247	建設工事 要求水準書（案）	155	3	8				灰出設備 資源化処理ができない事態等に備え、混練機においてキレート剤による薬剤処理が可能とありますが、P156の図3-1に準じ、焼却灰については混練機に限定されないと考えてよろしいでしょうか。	焼却灰について資源化処理できない事態が発生し埋立処理を選択した場合のご質問であれば、ご理解のとおりです。現在の清掃プラントにおいて、焼却灰から重金属類の溶出量が基準値（総理府令での埋立基準）を超過したことは無く、本件施設においても同様と考えています。
248	建設工事 要求水準書（案）	156	3	3-8-1				焼却灰処理設備に含まれる、落じんコンベヤ、灰押し装置、焼却灰加湿装置、焼却灰搬送コンベヤ、鉄洗浄装置のそれぞれについて、特記事項に「摺動部分にはライナープレート張り付け、取替え可能な構造とする。」とありますが、ライナープレートを設置する代わりに、搬送速度やケーシングの材質・厚みは摩耗を考慮し、耐久性を向上させることを提案させていただいてもよろしいでしょうか。	ライナープレートを設置する目的は、装置本体の母材を保護し、必要に応じてライナープレートを交換することで装置本体の長寿命化をはかるものとしています。提案を可としますが、同等の長寿命化効果を得られるような工夫を講じてください。
249	建設工事 要求水準書（案）	157	3	3-8-1				落じん灰コンベヤ他 機側の操作盤に現場切り替えスイッチを設けるとありますが、切り替えスイッチに代わる現場安全機能を設けることを条件に切り替えスイッチの要否は事業者提案とさせていただきます。	可とします。
250	建設工事 要求水準書（案）	157	3	3-8-1-2				155頁において「灰の加湿は磁選の前もしくは後のどちらにするかは事業者提案とする」とあることから、焼却炉とのガスシールを目的に設置する灰押し装置については、乾式もしくは湿式の選択は事業者提案とするの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
251	建設工事 要求水準書（案）	158	3	3-8-1-4	3)	(3)		(3)乾灰の状態での搬送するコンベヤは振動コンベヤ、(4)湿灰の状態での搬送するコンベヤはフライトコンベヤを採用するとのご指示ですが、必要な機能用途に応じてコンベヤ形式については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。
252	建設工事 要求水準書（案）	159	3	3-8-1-5	4)	(4)		「コンベヤ両サイドに点検歩廊を設ける」とのご指示ですが、これは点検や維持管理を支障なく実施するためと料します。つきましては「コンベヤ両サイドには、点検・維持管理上支障のないよう必要な箇所に歩廊等を設置する」としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。
253	建設工事 要求水準書（案）	160	3	3-8-1-7	1)			鉄類洗浄装置の形式は水封型スクレーパコンベヤとありますが、鉄類の付着灰の除去方式については、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）に示す装置と同等の実績と機能がストーカ式焼却施設で確認できる場合は可とします。なお、人力での洗浄は想定していません。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
254	建設工事 要求水準書（案）	160	3	3-8-1-7	4)	(7)		「コンベヤ両サイドに点検歩廊を設ける」とのご指示ですが、これは点検や維持管理を支障なく実施するためと幸いです。つきましては「コンベヤ両サイドには、点検・維持管理上支障のないよう必要な箇所に歩廊等を設置する」としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。
255	建設工事 要求水準書（案）	160	3	3-8-2				集じん灰処理設備に含まれる、集じん灰コンベヤ、ボイラダストコンベヤのそれぞれについて、特記事項に「摺動部分にはライナープレートを張り付け、取替え可能な構造とする。」とありますが、ライナープレートを設置する代わりに、搬送速度やケーシングの材質・厚みは摩耗を考慮し、耐久性を向上させることを提案させていただきます。よろしいでしょうか。	No.248の回答を参照してください。
256	建設工事 要求水準書（案）	163	3	3-8-2-6	3)	(4)	②	飛灰搬送コンベヤ（養生コンベヤ） 材質（外装）にステンレスを指定されていますが、実績に基づき事業者提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
257	建設工事 要求水準書（案）	164	3	3-8-3	3)	②		灰ビット 加湿飛灰/飛灰処理物の貯留方式について、ビット方式以外に、パンカ方式の選定も可能とさせていただきます。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。 ただし、指定する貯留容量を確保するものとしてください。
258	建設工事 要求水準書（案）	164	3	3-8-3	5)	(9)		灰ビット 灰搬出車両用の洗車装置を設けるとありますが、車体洗浄を行うものではなく、タイヤ回りを洗浄可能な水栓等と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。灰搬出車両のタイヤに付着した灰を外部に持ち出さないようする措置です。
259	建設工事 要求水準書（案）	166	3	3-8-6	5)	(1)		クレーン操作室の窓は、窓の外側の点検歩廊から安全に窓拭きできるため、装置の設置は事業者提案とさせていただけないでしょうか。 窓拭き装置の設置費および維持管理費の削減につながります。 なお点検歩廊を設置し、窓拭き装置を非設置とした実績は多数あり、問題なくクレーンの運転操作が可能です。	No.162の回答を参照してください。
260	建設工事 要求水準書（案）	166	3	3-8-7				環境集じん装置 「集じん灰処理装置」を収納する専用室とありますが、集じん灰処理設備の機内を環境集じん装置により負圧に保持し、粉じんが炉室へ飛散するのを防止することで、作業環境中のダイオキシン類濃度及び粉じん濃度を満足することを条件に専用室の要否を事業者提案とさせていただきます。	No.246の回答を参照してください。
261	建設工事 要求水準書（案）	168	3	9			表3-5	屋外植栽散水の給水種別として再利用水、雨水と記載されていますが、再利用水とは中水として利用できる用水を示し、ごみ処理プラントの再利用を示すものではないとの理解でよろしいでしょうか？すなわち給水種別は「再利用水(植栽に使用できる用水がある場合)・雨水」と理解すればよろしいでしょうか。	再利用水とは、プラント排水処理設備での処理水を再利用することを指しています。 図3-3を参照してください。 再利用水の利用先については要求水準書内で例示するのみですので、水質と用途に応じて計画してください。
262	建設工事 要求水準書（案）	168	3	3-9-1	4)	(1)	①	p98に「災害発生時に基準ごみ質相当で7日分程度の貯留量が確保されていることを前提とする」とあることから、2炉定格運転の最大使用量とは基準ごみ室相当の100%負荷運転と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、「最大使用量」とあるのは誤記です。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
263	建設工事 要求水準書(案)	168	3	3-9-1	4)	(2)		生活用水については、本件施設全体での需要量に対して7日分以上の容量を確保する のご指示ですが、ここでの「需要量」とは災害等による断水時における水量で あり、(289頁 5-4-3 1) (1)記載の200L/日/人は、災害等の緊急時の使用量として 多いと思いますので、考え方を明示することを前提に、事業者にて提案してもよ ろしいでしょうか。 7日分以上の容量を確保するのご指示は、断水時を想定したものであると料し ますが、飲用水等についてはペットボトル備蓄等の代替手段で確保もできることか ら、通常時の給水量にて7日分を確保するのは、容量として過大であると考えられ ますので、適切な給水量を事業者提案させていただきたいと考えます。	提案を可としますが、この場合、根拠となる需要量原単位(L/日・人)については、 公的なマニュアル等の出典を明らかとしてください。
264	建設工事 要求水準書(案)	168	3	3-9-1	4)	(2)		生活用水については、本件施設全体での需要量に対して7日分以上の容量を確保す るとのご指示ですが、対象人数は、本施設の従事者(貴市職員40名+運営事業者の 就業人員)に85頁記載の80名の避難者を加えた人数と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 なお、本市職員の従事者数(40名)については現在見直し中のため、見直し後の人数 は募集要項で明らかにするものとします。
265	建設工事 要求水準書(案)	168	3	3-9-1	4)	(2)		「受水槽にて最低でも3日分の容量を確保するものとし、その他受水槽で確保でき ない不足分については、ペットボトル等による備蓄等の代替手法により確保すること。 」とありますが、飲用水については不足する4日分をペットボトル等による備 蓄にて確保するものとし、飲用水以外の生活用水(手洗いや洗浄水、シャワーなど) の不足分については、プラント用水と同様に余熱利用施設のプール水を活用するこ とを可としていただけないでしょうか。 受水槽にて3日以上を確保することは、通常時の衛生面で課題(死水が発生する) があることから、非常時には飲用水の備蓄と合わせてプール用水を有効活用するの が合理的であると考えます。	不可とします。生活用水に供する上水系統にプール水を通水することは原則として認 められません。
266	建設工事 要求水準書(案)	169	3	3-9-1	10)			消火水槽の容量について、「ごみピット放水銃が定格能力で3時間程度放水しても 水切れを起こさない十分な容量を別途確保すること」とありますが、別途確保する 放水銃の水量として過大であると考えます。 ごみ処理施設の火災と爆発事故防止対策マニュアル(社団法人 全国市有物件災害共 済会)等を参考に、「20分程度」に変更いただけないでしょうか。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。他市施設で発生したごみピット火災の 教訓を生かしたものです。
267	建設工事 要求水準書(案)	169	3	3-9-1	10)			給水設備の設計基準に「必要に応じて速やかに井水を同水槽へ供給可能な設備構 成」とありますが、井水供給はないもので誤記との理解でよろしいでしょうか。	誤記です。同一文は削除します。なお、プラント用受水槽とは別に独立して消火水槽 を設置する際は、消火活動中の水位低下に対して、必要に応じて上水以外の用水を速 やかに供給可能な工夫をご検討ください。
268	建設工事 要求水準書(案)	169	3	3-9-1	13)			「プラント用水は高置水槽を介した給水計画を基本とする…」とありますが、168 頁の4) (3)に記載の通り、加圧給水ポンプを非常用電源で稼働できる場合は、高置 水槽の設置は不要であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	建設工事 要求水準書(案)	169	3	3-9-1	14)			給水設備 機器冷却水断水警報装置を冷却水需要先別に設けとありますが、ブロー水冷却装置 のように断水(水量低下)が機器損傷につながるユーザーもありますので、個 別の要否は事業者提案とさせていただきます。	冷却水の断水または水量低下が機器損傷につながらないケースについては可としま すが、当該機器における冷却水の不足による異常を検出・発報可能なものとしてくだ さい。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
270	建設工事 要求水準書(案)	170	3	3-9-4	5)	(2)		機器冷却水冷却塔 開放型の場合は白煙防止機能付とするとの記載がありますが、煙突からの白煙防止機能もないため、無しを可能とさせていただきます。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
271	建設工事 要求水準書(案)	170	3	3-9-4	5)	(2)		機器冷却水冷却塔について、「開放型の場合は、白煙防止機能付とする」とのご指示ですが、(1)記載の通り、維持管理の容易性やコストを考慮し、白煙防止器機能の設置の可否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	No.270の回答を参照してください。
272	建設工事 要求水準書(案)	174	3	3-10-2				ごみピット汚水処理設備 ごみピット汚水貯留槽およびごみピット汚水移送ポンプの設置要否は事業者提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
273	建設工事 要求水準書(案)	177	3	3-10-3	4)	(14)		「汚泥引抜装置には詰まり解消機能を装備すること。」とありますが、つまりを容易に解消できるよう容易に清掃できる構造とするという理解でよろしいでしょうか。	スラリー状の汚泥が詰まらないような機能または閉塞解消機能を要求しています。ご提案の排水処理設備の形式やレイアウトに応じて柔軟に対応してください。
274	建設工事 要求水準書(案)	179	3	3-11-3-1	5)	(3)		空気圧縮機 計装用について無給油式を原則としますが、給油式の採用も可能とさせていただきます。	給油式を採用する場合は、外付けのミストセパレータを二重化して冗長性を確保してください。
275	建設工事 要求水準書(案)	179	3	3-11-3-1	5)	(4)		空気圧縮機 最大使用量に対して負荷時間(オンロード率)が60%以下、とありますが、消費電力低減を目的に回転数制御を採用の場合は、基本的に常時負荷運転状態(負荷は変動)となりますので、本項目は適用外としてください。	回転数制御を導入されるのであれば可としますが、連続高負荷運転とならないように台数と能力設定に配慮してください。
276	建設工事 要求水準書(案)	179	3	3-11-3-1	5)	(7)		空気圧縮機 エアドライヤーは予備を設けるとありますが、ドライヤー内蔵型空気圧縮機を採用する場合は、空気圧縮機自体が1台予備のため、除外とさせていただきます。 ドライヤー内蔵型は以下メリットがあるため一般的に使用されています ・一体型のため省スペースで配管工事が簡略化される ・圧縮空気を直ちに処理できるため、空気の品質管理がしやすい	可とします。
277	建設工事 要求水準書(案)	179	3	3-11-3-1	5)	(7)		エアドライヤーには予備機を設けるとのご指示ですが、エアドライヤー内蔵型の空気圧縮機を採用する場合、エアドライヤーの予備機は不要と考えてよろしいでしょうか。空気圧縮機が予備機があるため、エアドライヤーの予備機は不要と考えます。	No.276の回答を参照してください。
278	建設工事 要求水準書(案)	180	3	3-11-3-2	5)	(4)		「停電時などに非常用発電系統で空気圧縮機運転している場合は、(…中略…)タンク出口に遮断弁を設ける。」とありますが、タンク出口を遮断すると、必要な箇所に圧縮空気を供給できなくなり、安全上の問題があると考えます。つきましてはタンク出口はメンテナンス用の手動弁と設置するもの解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
279	建設工事 要求水準書(案)	181~182	3	3-11-6			表3-9 表3-10	工作機械類他 維持管理に従事する者の意見を聞いて納入リスト案を作成、とあるので、表3-9・表3-10のリスト項目には具体的な台数や仕様がありますが、維持管理上必要な仕様・数量の道具を設けることで良いことを確認させてください。	ご理解のとおりです。
280	建設工事 要求水準書(案)	184	3	3-12-1	7)	(2)	② ③	②および③において、操作盤の材質及び板厚のご指定がありますが、対候性やIPが高いコントロールボックス(屋内用はアルミダイカスト製、屋外用はSUS製)を採用してもよろしいでしょうか。 コントロールボックスは、操作盤を製作するよりもコスト面でも有利となります。	②および③は製作する盤(カタログ品ではない)を前提にした仕様です。コントロールボックスの採用を否定するものではありません。用途に応じて計画してください。
281	建設工事 要求水準書(案)	184	3	3-12-1	8)	(2)		自動同期投入は、受電用同期遮断器、蒸気タービン発電機同期遮断器及びブラックスタート用発電機同期遮断器で行い、高圧母線連絡同期遮断器を設けない提案をしてもよろしいでしょうか。	東京電力パワーグリッド(株)が定める「系統連系に係る設備設計について」において母線連絡用遮断器の設置が指定されています。施設の性能及び機能並びに維持管理上の支障が無く、かつ東京電力パワーグリッド(株)の理解が得られるならば可とします。
282	建設工事 要求水準書(案)	184	3	3-12-1	8)	(20)		8)その他条件「(20)売電用計器盤(PPS用)を設置する。」とありますが、電力会社との協議の上、決定としてよろしいでしょうか。	可とします。
283	建設工事 要求水準書(案)	184	3	3-12-1	8)	(20)		「売電用計器盤(PPS用)を設置する。」とありますが、電力会社との協議のうえ決定としてよろしいでしょうか。	No.282の回答を参照してください。
284	建設工事 要求水準書(案)	185	3	3-12-2	1)	(2)		「配電種別は専用線」と記載されていますが、p.82 2-2-11.(5)項では、一般回線です。どちらが正でしょうか。	当該施設への特別高圧線は、一般回線の末端より分岐させた、専用線となります。
285	建設工事 要求水準書(案)	75 186	2 3	2-2-6 3-12-2		(6) (5)	図2-1 ③	75頁 電力受変電系統図(参考)、186頁 照明等用変圧器の項に、「一般照明と保安照明の2系統に分け、」と記載されていますが、災害時電力会社からの給電が停止した時、一般・保安用照明電源はブラックスタート用発電機から給電される為、分割しない提案をしてもよろしいでしょうか。	一般照明と保安照明のいずれも非常用電源設備の負荷とする(給電する)計画であれば可とします。
286	建設工事 要求水準書(案)	186	3	3-12-2	3)	(6)		(6)高圧進相コンデンサは、省エネ寄与度の高い低圧進相コンデンサの採用を検討してもよろしいでしょうか。	可とします。
287	建設工事 要求水準書(案)	186	3	3-12-2	3)	(6)		外部余熱利用施設は力率を0.95以上に改善するコンデンサ等が敷設されているものと理解してよろしいでしょうか。	余熱利用施設の設計に際して本件施設側から指定するべき項目や設計条件については、本件事業を実施する事業者の意見を聞いた上で、余熱利用施設の事業担当課へ提示することを予定しています。
288	建設工事 要求水準書(案)	187	3	3-12-3				電力監視盤における指示、操作、記録、警報機能は、オペレータコンソールに機能集約し、また、各保護継電器は、利便性を考慮し、特高および高圧受配電設備側に設置し、電力監視盤は不要とさせていただきます。	可とします。
289	建設工事 要求水準書(案)	187	3	3-12-3				電力監視設備は、DCSにその機能を持たせてもよろしいでしょうか。 また、各保護継電器は、利便性を考慮し、特別高圧及び高圧受配電設備側に設置してもよろしいでしょうか。	No.288の回答を参照してください。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
290	建設工事 要求水準書(案)	187	3	3-12-3				電力監視盤は計装制御設備の分散型自動制御システムに機能を集約することが可能であるため、コスト低減の観点から、電力監視盤は「必要に応じて設置」としていただけないでしょうか。	No.288の回答を参照してください。
291	建設工事 要求水準書(案)	187	3	3-12-4				発電機監視盤は、DCSにその機能を持たせてもよろしいでしょうか。	可とします。
292	建設工事 要求水準書(案)	188	3	3-12-5	2)			サーリアブソーバー盤の記載がありますが、機能上、サーリアブソーバーが不要になる低サーリアブソーバー型遮断器を提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
293	建設工事 要求水準書(案)	190	3	3-12-7-2	3)	(1)		防災・保安用発電機の3)項に同期検定器が記載されていますが、不要と理解してよろしいでしょうか。 また、4)項に自動起動盤・発電機盤・発電機遮断器盤の区分が記載されていますが、機能があれば盤を分割する必要はなくメーカーの標準品で可と理解してよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
294	建設工事 要求水準書(案)	190	3	3-12-7-3				直流電源装置の用途に保安照明(非常用照明)が記載されていますが、保安照明に電池内蔵型を採用する場合は本項不要と理解してよろしいでしょうか。	可としますが、この場合、運営管理業務において電池内蔵型保安照明の蓄電池の点検と更新を適切に計画してください。
295	建設工事 要求水準書(案)	190	3	3-12-7-3				直流電源装置と無停電電源装置を一体化し、蓄電池を兼用することで、運転保守管理対象機器点数の削減と一元管理が可能になります。蓄電池は無停電電源装置と兼用してもよろしいでしょうか。	可とします。
296	建設工事 要求水準書(案)	190	3	3-12-7-3				保安照明器具は蓄電池内蔵タイプを採用し、直流電源装置からの給電は行わないものとしてよろしいでしょうか。	No.294の回答を参照してください。
297	建設工事 要求水準書(案)	190	3	3-12-7-4				実績を踏まえ、蓄電池容量を「必要負荷の30分以上」から「必要負荷の10分以上」とさせていただきます。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。
298	建設工事 要求水準書(案)	191	3	12-9				動力設備は「原則とし、コントロールセンターを配電盤室に設置する。」とありますが、コントロールセンタ(JEM-1195)ではなく、汎用性・市場性・拡張性等に優れた鋼板製屋内閉鎖自立形(JEM1265、電磁開閉器集合盤方式)を現場等に設置するよう提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
299	建設工事 要求水準書(案)	191	3	3-12-9	1)			「低圧動力制御盤(コントロールセンター)」とありますが、コントロールセンター(JEM-1195)ではなく、汎用性・市場性・拡張性等に優れた鋼板製屋内閉鎖自立型(JEM-1265、電磁開閉器集合盤方式)を提案してもよろしいでしょうか。	No.298の回答を参照してください。
300	建設工事 要求水準書(案)	191	3	3-12-9	1)			インバータ負荷については、盤構造上コントロールセンタに馴染まないこと、また別接地系統で接地する旨の記載があることから、鋼板製屋内閉鎖自立型を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
301	建設工事 要求水準書(案)	191	3	3-12-9	1)	(4)	①	低圧動力制御盤の収納機器は、高調波対応型とすると記載されていますが、インバータ等高調波を発生する恐れのあるものに使用する機器のみ高調波対応型とすると提案してもよろしいでしょうか。	建設工事要求水準書(案)のとおりとします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
302	建設工事 要求水準書（案）	192	3	3-12-9	4)	(4)	②	盤内に保安用スイッチを設け、とありますが、現場操作盤として汎用性コントロールボックスを採用する場合は、停止ロック機能付きスイッチとすることで、保安用スイッチは不要とさせていただきます。	可とします。
303	建設工事 要求水準書（案）	192	3	3-12-9	4)	(4)	②	現場操作盤としてコントロールボックスを採用する場合は、盤内に保安用スイッチが設けられないので、停止ロック機能付きのスイッチとすることで最優先機能を持たせる提案をしてもよろしいでしょうか。	No.302の回答を参照してください。
304	建設工事 要求水準書（案）	193	3	3-12-9	6)			「2秒超程度の瞬時的な電圧降下や停電等で機器が停止した場合は、復電後、自動的かつ速やかに停電前の運転状態に復旧させるものとする。」と記載されていますが、プラントが停止したのに全ての機器を自動で速やかに再起動させるのは危険なので、プロセス的に必要な機器のみ瞬停後自動再起動させると理解してよろしいでしょうか。	復旧プロセスについては事業者に一任します。
305	建設工事 要求水準書（案）	193	3	3-12-10	2)			2)接地工事について、法定抵抗値を満足するための工法を検討のため、隣接する既設清掃プラントの接地工事施工図（接地極の仕様、埋設深さ等）をご教示ください。	設置抵抗に関する土壌データについては、事業者の責任と負担で本件工事にて調査してください。
306	建設工事 要求水準書（案）	194	3	3-12-10	3)	(5)	① イ	炉室、灰処理室、灰押し装置の近傍は、ケーブルダクト又は厚鋼電線管とする、とありますが、湿気・水気・粉じんが多くない場所では、ケーブルラック又は薄鋼電線管も採用可能とさせていただきます。	「湿気・水気・粉じん」の多い場所での厚鋼電線管の使用を指定しています。薄鋼電線管の材料が、当該雰囲気での使用に適した材料である場合は、提案を可とします。
307	建設工事 要求水準書（案）	194	3	3-12-10	3)	(5)	① イ	屋内配管として、炉室、灰処理室、灰押し装置の近傍、及び排水処理設備室の清掃用散水・薬品・粉塵の飛来のおそれのある箇所でのケーブルダクト、厚鋼電線管の使用が記載されていますが、ケーブルラック、薄鋼電線管等公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に記載されている材料を使用する事を提案してもよろしいでしょうか。	No.306の回答を参照してください。
308	建設工事 要求水準書（案）	194	3	3-12-10	3)	(5)	① イ	炉室上部等の、散水・薬品・粉じんの飛来のおそれがない箇所は「防錆性を有するケーブルダクト又は厚鋼電線管」の適用外としていただけないでしょうか。	No.306の回答を参照してください。
309	建設工事 要求水準書（案）	194	3	3-12-10	3)	(5)	②	屋外配管に雨水進入防止を考慮した防水型カップリングを使用することを前提に、厚鋼電線管ではなく薄鋼ねじなし電線管を使用してもよろしいでしょうか。	屋外仕様であることを前提に可としますが、耐候性にも優れたものとし、実施設計時にカタログ等を提出し、本市の承諾を得てください。
310	建設工事 要求水準書（案）	194	3	3-12-10	4)	(6)		「電線管とその付属品、ダクト、プルボックス、支持金物（アングル等）の露出した部分は、塗装を施すものとする。」と記載されていますが、亜鉛溶融メッキ製、高耐食性メッキ鋼板製を採用する場合は非該当と理解してよろしいでしょうか。	可とします。
311	建設工事 要求水準書（案）	194	3	3-12-10	4)	(6)		電線管とその付属品、ダクト、プルボックス、支持金物（アングル等）は亜鉛めっき仕上げの製品を採用し、現地で塗装は行なわないものとしてよろしいでしょうか。	No.310の回答を参照してください。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
312	建設工事 要求水準書（案）	199	3	3-13-4	4)	(12)		4) データ処理機能(12)沼津市清掃事業概要の所定様式への出力とありますが、様式および出力の処理内容をご教示ください。	当該様式は実施設計時に本市との協議により決定するものとします。希望者には「令和5年度沼津市清掃事業概要」を提供しますのでご確認ください。 なお、本件施設の稼働に伴いごみ処理フローが変更となりますので、必ずしも一致するものではありません。
313	建設工事 要求水準書（案）	200	3	3-13-5	2)	(2)		塩化水素については、煙突部に設置する濃度計からのフィードバック制御で対応が可能であるため、バグフィルタ入口への濃度計の設置については事業者提案によるものに変更していただけないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
314	建設工事 要求水準書（案）	200	3	3-13-5	2)	(5)		一酸化炭素濃度については、炉出口またはエコノマイザ出口と煙突部で濃度が変化しないため、ダストの影響を受けやすいエコノマイザ出口部は不要であると考えますので、煙突部のみに変更していただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。
315	建設工事 要求水準書（案）	200	3	3-13-5	2)	(7)		二酸化炭素濃度計（煙突部）および水分計（煙突部）については、公害防止基準の対象ではないため、設置については事業者提案によるものに変更していただけないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
316	建設工事 要求水準書（案）	201	3	3-13-5	3)	(2)	表3-12	モニタ台数が、中央制御室21台、クレーン操作室4台、プラットホーム監視室4台、計量棟4台となっていますが、各場所での監視対象は要求水準とおりを前提とし、分割画面の活用等により、配置スペースを考慮して、台数およびサイズは、事業者提案とさせていただきます。	中央制御室については提案を可としますが、70インチモニターは見学者廊下からの視認性を考慮したサイズですので、台数とサイズの見直しの対象としないでください。
317	建設工事 要求水準書（案）	201	3	3-13-5	3)	(2)	表3-12	表3-12 モニタ仕様と設置場所（参考）中、中央制御室他各室設置モニタについて、モニタサイズを大型化し切替機能・分割表示機能を付けることで台数を削減することは可能でしょうか。	No.316の回答を参照してください。
318	建設工事 要求水準書（案）	201	3	3-13-5	3)	(2)	表3-12	表3-12 モニタ仕様と設置場所（参考）中、70インチ、85インチ等の大型モニタが有りますが、機種交換や故障時の対応に有利な様に工業用製品の汎用品から選択することは可能でしょうか。	相当するモニターサイズがあれば可とします。
319	建設工事 要求水準書（案）	202	3	3-13-6	2)	(1)	②	オペレータコンソールの数量については、運転員の人数等の本件施設の運用計画を踏まえて事業者提案させていただけないでしょうか。	可とします。
320	建設工事 要求水準書（案）	202	3	3-13-6	2)	(4)		帳票プリンタ、メッセージプリンタ、カラーハードコピー機を兼用して1台とさせていただきます。	可とします。
321	建設工事 要求水準書（案）	202	3	3-13-6	2)	(4)		帳票プリンタ、メッセージプリンタとカラーハードコピー機は、機能的に兼用可能なため、兼用して1台でよろしいでしょうか。	No.320の回答を参照してください。
322	建設工事 要求水準書（案）	202	3	3-13-6	2)	(4)	②	従来ラインプリンタによりその都度印字を行っていた警報やイベント履歴等のメッセージデータは現行の一般的な監視制御システムにおいてはオペレータコンソールPCに保存され、必要に応じて③カラーハードコピー機での印字が可能です。コストおよび省資源化の観点からメッセージプリンタは設けないものとしてよろしいでしょうか。	No.320の回答を参照してください。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
323	建設工事 要求水準書（案）	202	3	3-13-6	3)			ディスプレイを壁掛けとする、アナンシエーターを卓上に配置する、記録計をオペレータコンソールに機能集約する等が可能である場合は、建築意匠やコスト低減に配慮し、中央監視盤の設置については事業者にて決定してもよろしいでしょうか。	可とします。
324	建設工事 要求水準書（案）	202	3	3-13-6	3)			中央監視盤の機能（警報、記録）は、オペレータコンソールに機能集約し、中央監視盤は不要とさせていただきます。	No.323の回答を参照してください。
325	建設工事 要求水準書（案）	202	3	3-13-6	3)			中央監視盤の機能（警報、記録計）を冗長化したオペレータコンソールに機能集約してもよろしいでしょうか。	No.323の回答を参照してください。
326	建設工事 要求水準書（案）	206	3	3-14-2				測定値が公害防止計画値に近づく、または、超える場合には、警報を事務室に発報する。とありますが、運転状況表示盤からではなく、DCSから事務室へ発報するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
327	建設工事 要求水準書（案）	206	3	3-14-2	1)			運転状況表示盤 大型モニタ（85インチ程度）とありますが、設置場所（見学者とモニタとの位置）に合わせて見やすい大きさとしてよろしいでしょうか。（大きすぎると逆に見えづらい場合があります。）	可とします。ただし、表示する情報が見えやすいように表示する文字の大きさに配慮したモニタサイズとしてください。
328	建設工事 要求水準書（案）	207	4	4-1-1-2	(3)			「受入貯留ヤードにて受入れた段階で、各処理系列への投入物の選別」とありますが、ここでの選別とは、62頁 2-2-1-2 (4)に記載の①～⑩の区分で分別された状態（混合状態ではない）で搬入されてきたものの中から処理不適物等を選別することであるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
329	建設工事 要求水準書（案）	211	4	4-2-2	4)			プラットフォーム有効高さ 高さ〔6.5〕m以上（梁下有効高さ6.5m以上）の仕様については、機能性の確保を前提として事業者提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
330	建設工事 要求水準書（案）	211	4	4-2-2	6)	(2)		有効開口扉高さは4.5m以上とする仕様について、プラットフォーム内に進入する最大車両は10tトラックであり車両の走行上問題と考えられることから、高さ4.0m以上として頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
331	建設工事 要求水準書（案）	211	4	4-2-2	6)	(2)		プラットフォームの出入口扉の有効扉幅4.5mについては直線進入（退出）の場合はごみ焼却施設のプラットフォーム同様に4.0m以上とさせていただきます。	誤記です。正しくは、「有効開口扉幅は5.0m以上とし高さは4.5m以上とする。ただし、車両がプラットフォームへ直進で進入する場合に限り、有効開口扉幅は4.0m以上でも可とする。」となります。
332	建設工事 要求水準書（案）	212	4	4-2-2	7)	(5)		「中央操作室はプラットフォームを見渡せる位置」とありますが、リサイクル施設と焼却施設との連携や居室と機械室の区分けの観点から中央操作室からプラットフォームを見渡せる位置に配置することが困難な場合は、ITVによりプラットフォームエリア内を視認・監視するものとしてもよろしいでしょうか。	難しい場合は可としますが、可能な限り直接見渡せる位置として下さい。
333	建設工事 要求水準書（案）	213	4	4-2-3	4)	(11)		操作型赤外線カメラによる表面温度監視装置について、品目の内自然発火の恐れがないもの（せともの・ガラス類等）については装置を省略しても宜しいでしょうか。	せともの・ガラス類については、危険物の混入が過去のごみ質調査でも確認されており、装置の省略は出来ません。建設工事要求水準書（案）のとおりとします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
334	建設工事 要求水準書（案）	249	4	4-13-3	2)	(1) (2)		420V用動力主幹盤、210V用動力主幹盤等の記載がありますが、リサイクル施設の電力負荷容量を考慮し、主幹盤を設けず、ごみ焼却施設の低圧配電設備から直接動力制御盤に給電する提案をさせていただいてよろしいでしょうか。	可としますが、要求水準書に規定する機能を満たした上で、ごみ焼却施設とリサイクル施設での消費電力を管理できるものとしてください。
335	建設工事 要求水準書（案）	249	4	3-13-4	1)	(2)		プラント動力制御盤、共通動力制御盤、非常用動力制御盤等に分類して記載されていますが、リサイクル施設の負荷の種類に応じ分類してもよろしいでしょうか。	可とします。
336	建設工事 要求水準書（案）	201 253	3 4	3-13-5 3-14-5	3) 3)		表3-12 表4-6	表3-12 /表4-6 モニタ仕様と設置場所（参考）中、計量棟、管理棟事務室、クリーンセンター管理事務所棟事務室にごみ焼却施設とリサイクル施設に対応したモニタがありますが、各施設を兼用したモニタシステムを提案してもよろしいでしょうか。 また、中央制御室／中央操作室設置の他施設用モニタは、各室設置のモニタと兼用してもよろしいでしょうか。	前者については、各々が合理的に関連付けられるモニタについては提案を可とします。ただし、クリーンセンター管理事務所棟については個別のモニタしてください。後者については可とします。
337	建設工事 要求水準書（案）	253	4	3-14-5	3)	(2)	表4-6	モニタ台数が、中央操作室12台、計量棟2台となっていますが、各場所での監視対象は要求水準とおりを前提とし、分割画面の活用等により、配置スペースを考慮して、台数およびサイズは、事業者提案とさせていただきます。	提案を可としますが、中央操作室の70インチモニターは見学者廊下からの視認性を考慮したサイズですので、台数とサイズの見直しの対象としないでください。
338	建設工事 要求水準書（案）	253	4	3-14-5	3)	(2)	表4-6	表4-6 モニタ仕様と設置場所（参考）中、中央操作室他各室設置モニタについて、モニタサイズを大型化し切替機能・分割表示機能を付けることで台数を削減することは可能でしょうか。	可としますが、No.336、337の回答を参照してください。
339	建設工事 要求水準書（案）	253	4	3-14-5	3)	(2)	表4-6	表4-6 モニタ仕様と設置場所（参考）中、70インチ、85インチ等の大型モニタがありますが、機種交換や故障時の対応に有利な様に工業用製品の汎用品から選択することは可能でしょうか。	No.318を参照してください。
340	建設工事 要求水準書（案）	254	4	3-14-6	4)			帳票プリンタ、メッセージプリンタ、カラーハードコピー機を兼用して1台とさせていただきます。	可とします。
341	建設工事 要求水準書（案）	254	4	3-14-6	4)			帳票プリンタ、メッセージプリンタとカラーハードコピー機は、機能的に兼用可能なため、兼用して1台でよろしいでしょうか。	No.340の回答を参照してください。
342	建設工事 要求水準書（案）	259	5	5-1-3	(8)			「敷地進入退出路、構内道路、プラットホーム等の車両動線計画における車両の最小回転半径は12m以上で計画する」とありますが、大型の搬入車両が通行しない駐車場や自己搬入ヤード等は対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、対象外のエリアであっても余裕を持った車両回転半径で計画するものとし、カタログ値での車両回転半径での計画は避けてください。
343	建設工事 要求水準書（案）	260	5	5-2-1-1				ごみピットの天井はRCまたは、S梁+デッキプレート+RCスラブ防錆対策+難燃性材料（耐火被覆等）とありますが、確実に臭気対策や火災対策を実施することを前提に、実績も多く改修時に開口確保が容易なALC屋根等事業者提案とさせていただきます。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。 要求水準書では、ごみピット内の悪臭が地域周辺に漏洩しないよう、確実な防臭区画の形成を優先しています。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
344	建設工事 要求水準書（案）	260	5	5-2-1-1				<p>「ホップステージとごみビットを配置するエリアは RC（又は SRC）造とする。ホップステージ（ごみビット）天井は、S 梁+デッキプレート+RC スラブとすることも可とする」とありますが、ごみビットエリアのごみクレーン受梁より上部の構造および天井の構造については事業者提案とし、コスト低減が可能な S 造も可とさせていただけないでしょうか。</p> <p>S 造とした実績は複数あり、信頼性の高い構造です。同様に、天井の構造についても S 造+ALC とした実績が複数あります。</p> <p>S 造とすることで、型枠、配筋、コンクリート養生期間などの作業工程が無くなるため、RC 造と比べて短い工期での施工が可能です。また、上部の荷重が減ることによって下部の RC（または SRC）部の躯体数量を削減できるため、近年では型枠や生コンの単価が高騰していることも踏まえると、上部を S 造にすることはコスト面でもメリットが期待できます。</p>	No.343の回答を参照してください。
345	建設工事 要求水準書（案）	260	5	5-2-1-1				天井の難燃性材料（耐火被覆等）の施工については、法準拠を前提として事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。その他、No.266の回答も参照してください。
346	建設工事 要求水準書（案）	261	5	5-2-1-1	1)	(3)	⑤	飛灰ビットを設けずパンカ方式とする場合、灰処理室やパンカ設置のエリアの防臭区画は RC 以外での区画とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
347	建設工事 要求水準書（案）	261	5	5-2-1-1	1)	(4)	①	ホップステージのアクセスについては、臭気漏洩対策を優先させて、一方からのアクセスとさせて頂けないでしょうか	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
348	建設工事 要求水準書（案）	261	5	5-2-1-1	1)	(4)	③	ホップステージ床の、「アスファルト防水+溶接金網入り押えコンクリート」の仕上げる仕様については、下部に電気室、居室等がない箇所については、実績がある浸透性塗布防水他事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
349	建設工事 要求水準書（案）	261	5	5-2-1-1	1)	(4)	⑧	ホップステージからクレーン点検歩廊へのアクセスは、使用頻度が限定的であることから実績が多い一方からのアクセスとさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
350	建設工事 要求水準書（案）	262	5	5-2-1-1	2)	(6)		全てのコンクリートに対して防塵塗装以上とする仕様については、炉室のエリア毎の用途、維持管理面を踏まえ、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
351	建設工事 要求水準書（案）	263	5	5-2-1-1	9)	(2)		床仕上げるアスファルト防水+溶接金網入り押えコンクリートの仕様については、本件は DBO 案件であり維持管理も業務所掌であることから、維持管理を防水性を確保することは前提として実績のある浸透性塗布防水他事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
352	建設工事 要求水準書（案）	263	5	5-2-1-1	11)	(1)	①	運転員関係諸室として玄関（運営管理業務従事者専用、風除室）を設けるとありますが、基本的には運営事業者が使用するため、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	運営管理業務従事者専用玄関に限り可とします。
353	建設工事 要求水準書（案）	263	5	5-2-1-1	13)	(2)		排ガス分析計は排ガス分析室に設けることとありますが、応答性（測定タイムラグの抑制）の観点から、専用室は設けずに、サンプリング場所近傍への個別設置とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
354	建設工事 要求水準書（案）	263	5	5-2-1-1	13)	(12)		地下室への昇降路は、複数設置し二方向避難を可能とする仕様については、対象の地下室が建築基準法施行令121条の用途・規模に該当する場合にのみ2方向避難とする理解で宜しいでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。ただし、ごみピット汚水槽室のように地下深い位置にあってアクセスが限られる個所はこの限りではありません。
355	建設工事 要求水準書（案）	267	5	5-2-1-5	3)	(1)		玄関について見学箇所としない場合は、職員用と来場者用を共通とし、収集職員用に勝手口を別途設ける計画としても宜しいでしょうか。	可とします。クリーンセンター管理事務所棟の玄関を職員と来場者で共通とする場合は、収集職員用の勝手口（通用口）を別途設けることとしてください。
356	建設工事 要求水準書（案）	267	5	5-2-1-5	3)	(2)		来場者とは「2-2-7-4. 建物の位置、形状、機能等2(5) クリーンセンター管理事務所としての機能」に記載の市民からの相談窓口を訪れる市民等と考えて宜しいでしょうか。その他の訪問目的があればご教示願います。	前者をご理解のとおりです。 後者については、クリーンセンター管理課では本市の一般廃棄物処理施設（し尿処理施設や最終処分場を含む）の維持管理を所管していることから、施設の維持管理に関連する事業者の来訪も考えられます。
357	建設工事 要求水準書（案）	268	5	5-2-1-5	5)	(7) (11)		見学者は来場者と読み替えて宜しいでしょうか。計画上見学箇所としない場合は、見学者に係る仕様は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
358	建設工事 要求水準書（案）	270	5	5-2-2	4)	(2)	②	本施設の「官庁施設の総合耐震計画基準」における施設の用途、対象施設としては、「被災者の救助、緊急医療活動等のための施設」基準別表（六）「病院であった、（五）に掲げるもの以外の官庁施設」施設相当として計画して宜しいでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のp.84の表2-12に示す耐震安全性分類の区分と耐震安全性に関する性能は、本施設の機能を考慮して設定したものです。 したがって、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」において、例えば耐震安全性分類が甲類である中で施設用途に応じて採用可否が別れるものについては、基準別表（六）によらず本件施設の性格や表2-12を踏まえて計画して頂く必要があります。 また、要求水準書において上乗せ的に設けている規定については遵守して頂く必要があります。
359	建設工事 要求水準書（案）	270	5	5-2-3	1)	(1)	③	「③ 炉室（リサイクル施設工場棟の機械室含む）の屋根は、採光に留意し、換気モニタを設けるものとし」とありますが、炉室を第3種換気とする場合は、換気モニタではなくルーフファン等の排気設備を設置することでよろしいでしょうか。	提案を可としますが、炉室に第3種換気を導入するのであれば、外部空気を積極的に供給したい個所（高温となる個所等）に必要な外部空気を供給可能となるように計画してください。また、屋根にルーフファンを設けるとのことですが、炉室内の換気量を考慮すると屋根上のファンが大型化するものと思われます。その際は、十分な耐荷重を考慮して計画してください。
360	建設工事 要求水準書（案）	271	5	5-2-3	1)	(1)	⑦	点検等で歩行する必要がある屋根は、アスファルト防水の上、ラス入りコンクリート金ごて押えの仕様については、本件はDBO案件であり運営維持管理も業務所掌であることから、点検頻度、下階の室の用途を踏まえて事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
361	建設工事 要求水準書（案）	271	5	5-2-3	1)	(2)	④	土と接する壁（地下階）は、「地下水位にかかわらず外面塗膜防水またはその他により止水対策、湧水対策を行う」仕様については、「想定される最高地下水位以深については」に仕様を変更して頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
362	建設工事 要求水準書（案）	272	5	5-2-3	1)	(5)	② イ	ステンレス製電動扉の材質仕様については、「3-2-2プラットフォーム6(12) プラットホームに面する鋼製建具でスチールドア及びシャッター及び枠の脚部（H=1.0m以下）は防錆対策を十分考慮した建具とすること。」の記載と同様の仕様として宜しいでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
363	建設工事 要求水準書（案）	272	5	5-2-3	1)	(5)	② ウ	有効開口扉幅は5.0m以上とし、高さを4.5m以上とする仕様については、扉幅4.5m、直進進入の場合は4.0mと読み替えて宜しいでしょうか。また、扉高さについても進入車両は10tトラックまでですので、4.0m以上とさせて頂けないでしょうか。	直進進入での条件を満たす場合は、有効開口扉幅は4.0m以上を可とします。扉高さについてはNo.330の回答を参照してください。
364	建設工事 要求水準書（案）	273	5	5-2-3	1)	(5)	③ ケ	風除室及び玄関廻り出入口扉等の外部に面した扉はステンレス製とする仕様については、意匠性の配慮が必要な外部に面した扉を対象とし、職員通用口等それ以外の外部に面した扉については防錆対策を十分考慮することを前提として事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
365	建設工事 要求水準書（案）	273	5	5-2-3	1)	(6)	② ア	監視窓・見学窓の材質をステンレス製を標準とする仕様については、ごみピット見学窓等特に耐食性を必要とする箇所を除いては、意匠性を踏まえて、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
366	建設工事 要求水準書（案）	273	5	5-2-3	1)	(7)	⑥	外部に面したシャッターは原則としてステンレス製とする仕様については、「3-2-2プラットホーム6(12) プラットホームに面する鋼製建具でスチールドア及びシャッター及び枠の脚部（H=1.0m以下）は防錆対策を十分考慮した建具とすること。」の記載と同様の仕様として宜しいでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
367	建設工事 要求水準書（案）	274	5	5-2-3	1)	(12)		外部に面するガラスについては飛散防止フィルムを貼る範囲については、災害時の避難経路上へのガラスの飛散防止を目的という理解で宜しいでしょうか。その場合は目的に応じ外部に面するガラス全面ではなく飛散防止フィルムを貼る範囲を事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
368	建設工事 要求水準書（案）	274	5	5-2-3	1)	(12)		建物の東面と南面のガラスを貼る範囲については、居室等人が常駐する範囲という理解で宜しいでしょうか。その場合は目的に応じ東面、西面の内遮熱性フィルムを貼る範囲を事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	No.367の回答を参照してください。
369	建設工事 要求水準書（案）	276	5	5-2-3	1)	(14)	④	地流し及び靴洗いの設置場所は、靴が汚れる可能性がある「炉室(1FL)」、「灰搬出室」、「プラットホーム」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、実際の施設レイアウトや動線計画を考慮して、必要と思われる個所に計画してください。
370	建設工事 要求水準書（案）	277	5	5-2-3	1)	(16)	③ ア	材質については意匠性の面から「5-2-3、一般構成材1(5)③扉と同じく一般構造アルミ製・スチール製・軽量スチール断熱扉等を標準とさせて頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。
371	建設工事 要求水準書（案）	278	5	5-2-4	1)	(3)		外壁の塗料に光触媒等を採用する仕様については、本件はDBO案件であり運営維持管理も業務所掌であることから、適切な維持管理の方法と併せて事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	外壁の塗料等については、外観を長期間にわたり良好に保てることを要求しています。光触媒に限定せず、防汚性や耐候性に優れるものを要求しています。維持管理面でも対応とするのであれば、業務委託期間中の外壁塗り替えや外壁の清掃作業を適切に計画してください。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
372	建設工事 要求水準書（案）	278	5	5-2-4	3)	(6)		意匠上の配慮が求められる計量棟等の支持鉄骨には、溶融亜鉛メッキの上を上塗り塗装を施すこと仕様について、上塗りの有無については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。
373	建設工事 要求水準書（案）	283	5	5-3-2-2	2)			「本件工事で同区域内に新設する工作物等や場内道路等の設計・施工に係り、必要となる雨水排水設備は、区域外であっても本件工事の設計・施工範囲とする」の記載について、原則区域内にて調整池に雨水を流入させる為、区域外の排水工事はないと考えています。該当するケースとしては区域内の工事に伴い既存施設の復旧が必要になるケースを指すという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
374	建設工事 要求水準書（案）	283	5	5-3-2-4	1)			貴市職員用の北側駐車場から敷地へ移動するための歩道(階段含む)を北側法面部に施工するとありますが、設置位置を検討するため、北側駐車場の計画図面等のご提示あるいは設置位置をご指示の程お願いいたします。	誤記です。正しくは、「本市職員用の駐車場については工事区域外（敷地東側の旧屋内温水プール第一駐車場）に設ける。当該範囲については、本件工事の建設工事期間中の資材置き場として使用することが想定されるため、建設工事終了後には、現況どおりに復旧するとともに、車両区画線の引き直しを行うこと。また、本件工事においては、当該本市駐車場から敷地内へ移動するための歩道を設けるものとし、事業用地北側の進入道路付近に、クリーンセンター管理事務所等に安全に移動するための経路（階段または歩道）を確保すること。」となります。 東側駐車場の配置計画等は、現況と同等とする見込みです。
375	建設工事 要求水準書（案）	285	5	5-3-2-8	4)			カラー舗装については常温塗布式カラー舗装の採用も可能でしょうか。	可としますが、摩耗が進行した場合は運営管理業務において適切にメンテナンスをお願いします。
376	建設工事 要求水準書（案）	288	5	5-4-2	1)	(7)	①	「送風機等の給排気側には消音対策を施す。」とありますが、騒音規制法を遵守するために必要な機器についての対応と考えてよろしいでしょうか。	公害防止基準に示す敷地境界における騒音規制値及び生活環境影響調査に示す外部への影響を遵守するために必要な対策を施すものとお考え下さい。
377	建設工事 要求水準書（案）	289	5	5-4-2	2)		表5-1	表5-1に主要所要室の換気風量（参考）が記載されておりますが、換気風量の設定については、良好な作業環境を確保することを前提に事業者提案としてもよろしいでしょうか。	建設工事要求水準書（案）に記載するとおり、表5-1のうち炉室、電気関係諸室等の、機器の放熱量と換気風量により室内条件を満足させるものについては提案を可とします。
378	建設工事 要求水準書（案）	289	5	5-4-3	1)	(2)		「貴市職員等の施設内従事者」、「見学者・来場者等」の給水量については、近年の節水意識の高まりから当社DBO案件の従業員でも200L/人/日の水を使用しておらず、また見学者についても30L/人/日ほど使用していません。つきましては、給水量につきましては、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	建設工事要求水準書（案）のとおりとします。No.263の回答も参照してください。
379	建設工事 要求水準書（案）	290	5	5-4-3	2)	(2)	①	強制循環往復2管方式の採用については、対象設備の種類、給湯設備の規模に応じ事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	可とします。
380	運営管理業務 要求水準書（案）	7	1	1-2-21				この「性能確認試験」の最終判断は、建設事業者でよろしいでしょうか。	性能確認試験の詳細は募集要項で明らかとします。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
381	運営管理業務 要求水準書（案）	12	1	1-3-5-1		(2)		「本件施設・・・保証すること。」とありますが、「業務の委託期間と同等の条件」とは、ごみ量、ごみ性状が同等でない限り同等の条件とはならないため、本件施設の業務委託期間完了後の2年間を保証することはいたしかねます。つきましては、こちらの文言を削除していただけないでしょうか。	運営管理業務要求水準書（案）のとおりとします。
382	運営管理業務 要求水準書（案）	14	1	1-3-7-2		(1)		貴市が設計施工事業者の契約不適合の可能性を疑う場合、「原因究明に要する費用は設計施工事業者が負担する」との記載がありますが、原因究明の調査に要する費用については、一時的には設計施工事業者が負担するものの、原因究明の結果に応じて調査費用の負担について協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	運営管理業務要求水準書（案）のとおりとします。
383	運営管理業務 要求水準書（案）	15	2	2-1-2		(1)		代表企業の社員に該当者がいない場合には、運営管理事業者から配置することによりよろしいでしょうか。	募集要項で明らかとします。
384	運営管理業務 要求水準書（案）	15	2	2-1-2		(1)		『現場総括責任者は、本件事業の入札における代表企業の社員でなければならない。』と記載がありますが、現場総括責任者には、運営事業に関して専門的な知見を有する構成企業の社員を選任することも可としてください。	No.383の回答を参照してください。
385	運営管理業務 要求水準書（案）	15	2	2-1-2		(5)		【運営管理業務要求水準書（案）】 有資格者の配置にて、「(5) 運営管理事業者は、本件業務の実施に必要な第2種電気主任技術者の資格を有する者を配置すること。」とありますが、16頁の表2-1 必要有資格者（参考）での資格の種類では、第2種又は第3種電気主任技術者とあります。 どちらが正かご教示願います。	第2種又は第3種電気主任技術者が正となります。本件施設の整備内容に応じて法的要件を満たす有資格者としてください。
386	運営管理業務 要求水準書（案）	15	2	2-1-2		(5)		『運営管理事業者は、本件業務の実施に必要な第2種電気主任技術者の資格を有する者を配置すること。』とありますが、表2-1 必要有資格者（参考）では、『第2種又は第3種電気主任技術者』と記載されています。 配置する電気主任技術者は、第2種又は第3種電気主任技術者の資格を有する者としていただけないでしょうか。	No.385の回答を参照してください。
387	運営管理業務 要求水準書（案）	18	2	2				冒頭文章末尾に「ただし、土曜日、祝日は本市職員が不在となるため、運営管理事業者が指導業務を代行すること。」とありますが、一民間事業者である運営管理事業者は行政的な強制権を持っていないため、万一違反ごみ持込者との間でトラブルとなった場合、運営管理事業者単独での対応は自ずと限界があるものと思料します。 仮に運営管理事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしてもトラブルが生じた場合、運営管理事業者はその責めを負わないものとしていただけないでしょうか。 (例えば、運営管理事業者による違反ごみの持ち帰り指導を無視して、持込者が本件施設に違反ごみを残置していく等の事例が想定されます。)	ご理解のとおりです。指導業務においてトラブルが生じた場合は、その都度、状況に応じて判断するものとします。
388	運営管理業務 要求水準書（案）	18	2	2-2-1-2		(1)		【運営管理業務要求水準書（案）】 リサイクル施設における収集ごみの搬入時間帯は8:30～15:30の昼休無しの連続搬入でしょうか。	誤記です。収集ごみの搬入時間帯は、原則、8:30～12:00及び13:00～15:30の計5時間となります。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
389	運営管理業務 要求水準書（案）	18	2	2-2-1-3		(3)		【運営管理業務要求水準書（案）】 繁忙期対策等としてあらかじめ貴市が指定する場合（年末年始など）とありますが、年末年始以外にお盆や5月連休等も対象との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
390	運営管理業務 要求水準書（案）	18	2	2-2-1-3		(3)		「上記の他、・・・本市が指定する場合」とありますが、指定にあたっては事前協議の上、双方合意のもとご指示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 所謂「働き方改革」に伴う法改正により、時間外労働の上限規制が課されているため、事前協議がなされない場合、運営管理事業者職員の労働時間の調整を想定したリスク（繁忙期対策用の追加人員に掛かるコスト）を見込まざるを得ないことを懸念しております。	ご理解のとおりです。
391	運営管理業務 要求水準書（案）	18	2	2-2-2				『既存の清掃プラントにおける業務水準以上を達成するものとし、』と記載がありますが、既存清掃プラントの受付・管理業務の業務水準を示す資料（対応要領書・マニュアル・担当人数 等）を提示願います。若しくは、どのような業務を行っているのか現地確認を行わせていただくことは可能でしょうか。	現地確認は可能です。ご希望の方は新中間処理施設整備室までお問い合わせください。 なお、清掃プラントでは二回計量を実施していないため、運営管理業務要求水準書（案）に示す業務内容と異なるものがあります。
392	運営管理業務 要求水準書（案）	20	2	2-3-2-4				『令和5年度現在で本市が所有し運用しているフォークリフトが3台存在する。本件業務を開始する段階で運営管理事業者が希望する場合は、これらを貸与することができる。』と記載がありますが、貴市が所有するフォークリフトの仕様、使用年数及び、貸与に対する対価を提示いただくことは可能でしょうか。	フォークリフトの仕様や使用年数は次のとおりです。無償で貸与可能です。 ①トヨタL&F クランプ式、ガソリン、マニュアル、積載量2.25t、H9.12使用開始、現時点の走行距離5,406km ②小松フォーク 回転式、ガソリン、マニュアル、積載量3.00t、H14.7使用開始、現時点の走行距離5,146km ③小松フォーク パケット式、ガソリン、マニュアル、積載量2.25t、H12.10使用開始、現時点の走行距離3,758km ※ナンバー無のため、構内用としてのみ使用可
393	運営管理業務 要求水準書（案）	25	2	2-4-1		(1)	②	資源物等の搬出物の貯留・搬出に用いる収納容器（ドラム缶等）について、搬出の際に使用したものは、再度使用するために返却していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	蛍光管、電池、落じん灰、危険ごみ等の貯留・搬出に用いる収納容器については、原則として、品目ごとの処分先の事業者様に準備していただく想定です。また、再度使用するために返却されます。しかしながら、数量等に不足が生じた場合は、必要に応じて本件事業の事業者にご準備いただくことを想定しています。
394	運営管理業務 要求水準書（案）	31	2	2-5-2			表2-5	【運営管理業務要求水準書（案）】 排ガス項目の塩化水素、硫酸酸化物、窒素酸化物、ばいじんの測定頻度は1回/2月・炉以上とありますが、備考には毎月1回の頻度とするとあります。 どちらが正かご教授願います。	清掃プラントでは、1回/2月・炉以上で、かつ毎月1回の測定を実施しています。最低でも1号炉と2号炉で各々6回/年の測定を実施していますが、当該排ガス項目を測定しない月が生じないように管理しています。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質 問 ・ 意 見 内 容	回 答
395	運営管理業務 要求水準書（案）	35	2	2-6-2-1		(2)		「運営管理事業者は、落じん灰が有価物としての品質を保つ」とありますが、焼却灰・飛灰の資源化と同様に「運営管理事業者は、建設工事要求水準書で指定する設備等の要求水準や事業者による技術提案の範囲内で落じん灰が有価物としての品質を保つ」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、建設要求水準書（案）に示す落じん灰の品質基準（p.67）を満たしてください。
396	運営管理業務 要求水準書（案）	35	2	2-6-2-2		(2)		「運営管理事業者は、金属類（磁性物）が有価物としての品質を保つ」とありますが、焼却灰・飛灰の資源化と同様に、「運営管理事業者は、建設工事要求水準書で指定する設備等の要求水準や事業者による技術提案の範囲内で金属類（磁性物）が有価物としての品質を保つ」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、金属類に付着する焼却灰の洗浄・除去を徹底してください。
397	運営管理業務 要求水準書（案）	40	2	2-9-1		(3)		「本件業務に関する定例業務報告会・・・毎月上旬に開催する・・・」とありますが、実務的に非常に困難です。 ①報告対象月の業務報告書を作成⇒②運営管理事業者によるセルフモニタリングでの内容確認⇒③必要に応じて報告書内の誤記等の訂正作業等⇒④貴市へ報告書提出、という一連の作業を考慮すると毎月上旬開催が難しいケースが考えられます。（特に祝日の関係で月初めの営業日が少ない5月、1月は非常に困難です。） 定例業務報告会の開催時期は毎月上旬～中旬としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ要求水準書を見直します。
398	運営管理業務 要求水準書（案）	40	2	2-9-2				「運営管理事業者は、本件施設への見学者対応・・・を行うものとする。」とありますが、見学者対応は貴市所掌としていただけないでしょうか（運営管理事業者は貴市の支援）。 見学者の来場は繁忙期と閑散期が見込まれると考えますが、見学者対応を運営管理事業者所掌とした場合、運営管理事業者は見学者に対応する要員を常に一定数維持する必要が生じます。その場合、閑散期には余剰な人員配置に繋がる等、余分な事業費用の増大を招きます。見学者の受入に関しては貴市が主、運営管理事業者が貴市の補助とすることで、より適正な事業費でのご提案が可能になると思料します。	運営管理業務要求水準書（案）のとおりとします。
399	運営管理業務 要求水準書（案）	41	2	2-9-3				(1) 日常清掃業務、(2) 定期清掃業務について、コストダウンの観点から、清掃の人員体制、頻度、内容等につきましては、事業者の裁量により決定させていただきましては、事業者の裁量により決定させていただきましては、事業者の裁量により決定させていただきましては、事業者の裁量により決定させていただきますでしょうか。	運営管理業務要求水準書（案）のとおりとします。
400	運営管理業務 要求水準書（案）	41	2	2-9-3		(1)	①	【運営管理業務要求水準書（案）】 日常清掃業務の作業時間ですが、8:30～17:15と記載されていますが、昼休等は受託者が適宜設定しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
401	運営管理業務 要求水準書（案）	41	2	2-9-3		(1)	②	【運営管理業務要求水準書（案）】 清掃業務従事者に付随する管理指導員は、常時付随ではなく、適宜必要に応じて付随でも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名等	頁	第	1	(1)	①	他	質問・意見内容	回答
402	運営管理業務 要求水準書（案）	41	2	2-9-3		(1)	③	日常清掃業務の作業場所として、貴市用諸室が含まれていますが、機密情報管理等の観点から、貴市にて実施いただけませんか。	運営管理業務要求水準書（案）のとおりとします。
403	要求水準書（案）						添付資料1	[添付資料1に係る説明] 周辺民家9棟を対象に行う地盤変動影響調査について、建設工事要求水準書（案）1-1-2-2(1)①イに圧密沈下が造成工事完了後1500日後まで継続する記載があります。この期間に圧密沈下に起因して周辺民家に地盤変動が生じた場合の責任所掌は沼津市殿という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、当該事態に際して、その原因のすべてが本市が実施した敷地造成工事に起因したものであることを明らかとしてください。